

平成29年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(2日目)

平成29年9月5日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 上坂久則君

2番 滝波登喜男君

3番 長谷川治人君

4番 朝井征一郎君

6番 江守勲君

7番 小畑傳君

8番 上田誠君

9番 金元直栄君

10番 樂間薫君

11番 川崎直文君

12番 伊藤博夫君

13番 奥野正司君

14番 中村勘太郎君

15番 川治孝行君

16番 長岡千恵子君

17番 多田憲治君

18番 齋藤則男君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教 育	長	宮崎義幸君
消 防	長	朝日光彦君
総 務 課	長	小林良一君
財 政 課	長	山口真君
総 合 政 策 課	長	平林竜一君
会 計 課	長	酒井宏明君
税 務 課	長	歸山英孝君
住 民 生 活 課	長	佐々木利夫君
福 祉 保 健 課	長	木村勇樹君
子 育 て 支 援 課	長	吉川貞夫君
農 林 課	長	野崎俊也君
商 工 観 光 課	長	清水和仁君
建 設 課	長	多田和憲君
上 下 水 道 課	長	原武史君
永 平 寺 支 所	長	坂下和夫君
上 志 比 支 所	長	酒井健司君
学 校 教 育 課	長	清水昭博君
生 涯 学 習 課	長	山田孝明君
国 体 推 進 課	長	家根孝二君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
-------------	-----------

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに2日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、きのうに引き続き一般質問を続行します。

7番、小畑君の質問を許します。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 7番、小畑です。

通告に従いまして2つの質問をさせていただきたいと思います。

今議会より本会議審議を取り組んでおるということで、若干日程的にもいろいろ今までとは違った方向がなされておりますが、基本的には変わらないと思っております。

私ごとですが、この春から農作業をやりまして異常気象に感じております。春は育苗に失敗しまして、秋はこの8月25日の大雨によりまして稲が倒伏しまして思いもよらぬ早い稲刈りで青田刈りを、青田刈りというとおかしいんですが青いままでも刈りました。倒伏しておりますのでやむを得ないなと思っております。本当にここ数カ月の間、異常気象が続いておるなという感じがしております。

それでは第1問ですが、小中学校10校の統廃合ということであります。

少子・高齢化と人口減少問題をテーマに、4月の26から28日、3日間、議会と語ろう会を開催いたしました。大変難しい、放っておけない難しい課題であ

ったかなと思っておりますが、町全体の問題、あるいは県、国挙げての大きな課題でもあると思っております。その中で、子供たち（生徒・児童）の減少による小中学校10校のあり方を問う意見も多く出されていたのも事実であります。

日本人は昔から教育には大変熱心な国民だと思っております。そのため、学校に寄せる思いは地域の教育、文化的あるいは精神的拠点でもあり、神社仏閣とは違った、いわゆる宗教とは違った意味の、ある意味神聖なよりどころでもあろうかと思っております。そういう意味では、なかなか教育改革が進みにくい土壤があると思っております。

現在、小学校7校、中学校3校は合併から変わっておりません。もう10年を過ぎておりますが変わっておりません。しかし、この少子化がこのまま進めば、そんなことも言っておれない状況に来ておるかなと思っております。

県内でもこれに即した取り組みとして、既に福井大学小学校、中学校は義務教育学校として、これは平成28年7月に、いわゆる小学校、中学校は一体化しております。また、別の組み合わせとしては、ご承知のように県立高志高校は中学部を設けまして、いわゆる大学入試に重点を置いた教育を打ち出しております。また一方、県内の私立の高校も、これは生徒の確保もあろうかと思うんですが、一部義務教育の枠を超えた、おおむね中高一貫教育の方向を打ち出しております。見方によっては何でもありかという気がいたします。

要は小学校は6年、中学校は3年の9年間の義務教育期間を、いわゆる地域でくくるのか、いわゆる小中一貫でやるのか、地域を超えた小学校6年、中学校3年でくくるのか、このくくりはいろいろあろうかと思っておりますが、そういうことも問われているのかなと思っております。

従来、地域に根差した特色ある教育活動や、地域と進める体験学習などがうたわれておりますが、町内10校の小中学校の置かれた課題は、地理的、数的、これは児童生徒の数、それから教員、これも教員の数、それから対応、地域の理解など、余りにも多いと思っております。

これらをどのように解消するのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 朝からストレートな剛速球でたじたじしていますが、今、議員仰せのとおり、この統廃合ということは本当に町を挙げての大きな課題だということは承知しております。

行革の大綱にも載っておりますように平成30年度をめどに方向をとということ

なんですけれども、基準からいいますと小中学校ともに12学級以上18学級と
いうことが基準で定められております。となりますと、もう以前からずっと本町
の小中学校につきましては、松岡小学校、松岡中学校以外はそういう見直しをか
けられてきているというところなんですけれども、地域の学校として、今、議員仰せ
のとおり精神的なそういう拠点として本当に立派な位置づけをされておしまし
て、ただ、今、私も児童生徒数をつかんではいらんですけれども、ここ5年ぐら
いは今、出生者の数がわかるもんですから、もう10年先というのはなかなかわ
からないもんですから、5年後のところまでは多少の減少はあるものの極端な減
少はないと、今の推移で辛うじて進んでいるということもありまして、私自身の
気持ちとしては町として宅地造成などもしてますし、企業誘致などにも一生懸命
になっていますし、何とか少子・高齢化に歯どめをかけるということで町挙げて
一生懸命取り組んでおりますので、今のところ維持、継続。逆に児童がふえてき
て、もっともっと活気のある学校になればなというふうなことを思っています。

ただ、今、議員仰せのとおり、いつまでも続くわけではありませんので、平成
30年度をめぐりに、じゃ、幾らぐらいまでなら、例えば1人でも残すのか、この
ぐらいまでは見直すべきだとか、そういうふうなところをしっかりと見通しを持
って検討してまいりたいと。平成32年度にはそういう一定の方向をきちっと出
していきたいというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 町のこの前出されました資料を見ますと、小学校が平成28
年で1,018人、中学校が553人。これを1学年で見ますと、小学校が24.
2人、中学校が61.3人ということで、これを23年度比で見ますと、小学校
で91%、いわゆる1割近くが減少しております。5年間の間に。それから、中
学生も23年が64.2人ですから95.5、いわゆる5%、わずか5年の間に
これだけの生徒が減っている。

今、教育長おっしゃったように出生とかそういうものを見ていけば確かにそん
なに減らないということかもしれませんが、かといって、ふえる要素は全くあり
ません。これはどう考えても、東京が、この前、豊島区の区議会議員の方が来ら
れましたが、東京といえどももう近い将来減少ですということを、もうふえる要
素がない中で、今のままでいいんだという考えをもうそろそろ直さないといけな
いという気がしております。

最近ちょっと教育で気になっておりますのが、小学校の英語教育です。これは高学年の英語教育ということで、いわゆる英語をもう少し活発にしましょうということで、中学校で習う部分を小学校でやるのかなと。いわゆる我々、ジャック・アンド・ベティですか、何かそんなことを習った覚えがあるんですが、あんまりよくわからなかったんですが、そういうことを小学校でやるんだということで、ここで課題が出ております。これはやはり子供も大変ですが、もっと大変なのは教員だということでもあります。小学校の課程の中で英語というのはもともとないわけですから、そこに入ってくるということで。これからそういうことで教育環境としては非常に文科省の方針もあるかもしれませんが、どんどん変わってきているということがあります。

ですから、これも一つの統廃合の要因かなと、一つになるかなと。特に小学校の一貫教育の中ではそうするとやりやすい部分が確かにあるのかなという気がします。

そんな中で、敦賀市では、これは新聞で発表されておりました。2021年、平成33年の開校を目指して小中一貫校、角鹿中が設置され、公立の小中学校としては県内初めての取り組みとなるようですが、17年度中に基本計画、18年度に実施計画、19、20年度で建設をして、2021年開校する計画としております。

本町においても、今、教育長がおっしゃったように小中学校のあり方検討を行っていると思うんですが、今までの取り組みの中から、あるいはこれからの取り組みの計画、達成目標は、重ねてお聞きしますがどこにあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） まず、英語を小学校5、6年生から年間70時間ということで来年度から前倒しでやるということで、学校のほうは大変だということでやっていますが、子どもは少ないほうがやりやすいのかなというふうなことも思っているんですけども、統廃合とはちょっとあれかなと思うんですけども、小中一貫についても私自身の私見なんですけれども、僕自身、今ずっと教員やってきまして、確かに小中一貫しますと中1ギャップとか、それから前倒しでどんどん中学校でやるカリキュラムを小学校6年生ぐらいでやっていくというようなことで、入試対策についてはベターだというふうな話も聞きますけれども、私自身の実感として子どもたちが一番成長するのはどこか。やっぱり小学校6年生だと

思うんです。中学校3年生と。やっぱりあの節目の時期というのは学校のリーダーとして自覚も持ってきますし、何か一皮むけたなというような感じを持っています。それが今、小中一貫でいきますと、その6年生の出番もなくなってしまうので、やっぱり今のような小学校、少なくとも一国一城のあるじとして一生懸命自覚と責任を持って進められる、やっぱり人間としてすごい自信にもなりますし、そういうふうなことで今のままのほうがいいのかなという感じは持っています。

ただ、これから平成32年度に向けましていろいろと検討していかないと思うんです。経済的とか合理性とか考えたときには、当然数がきちっと定数どおりいったほうが教員の配置にしてもいいと思うんですけれども、今までの小規模校と言われる見直しをかけないといけない学校につきましては、我々も学校訪問等をさせていただくんですけれども、きめ細かくて本当に一人一人に合った充実した学習形態を持っております。それから、地区の運動会等につきましても地区みんな挙げて本当に感動的な場面をたくさん見えています。

こういうふうなところを思ったときに、やっぱり全て大きい学校がいいのかなというのはつくづく思います。やっぱり今までハンディを背負いながら大きい学校には負けないぞというふうな気持ちで一生懸命頑張ってきて、人間的にもたくましく大きく成長している面もあると思いますので、やっぱりその辺も含めましてどうあるべきかということは慎重に、また議員さん方にもいろいろとお知恵をおかりしながら、また中心的に中に入らせていただきながら検討していきたいと思っています。

私自身、一番大事なのは、いろんな町全体として見直していかないといけないんですけれども、その中のポイントとして考えていつていただきたいのは、やっぱり今からその学校に入る子どもさん、あるいはその親、また今、そこで学んでいる子どもたち、その保護者の方、それからそれを取り巻く地域の方々、そういう方々の意見を本当に大切に、その人たちが本当に心から望んで、先をこうやっていきたいというようなところを慎重に話をお聞きして進めていきたいなということを思います。

幸いにして学校には家庭・地域・学校協議会というのがあります。そういういろんな地域の方々の代表がおられる会です。その中で十分と地域の学校としてどうしていくんだということも考えながら、またそれよりも一回り大きくしました地区の振興協議会というのがあります。そういうところでもやっぱり残したいと

いうことであれば、じゃ、どうしていくのかということを実際に考えながら、そういうふうな方々と一緒に検討しながら、町全体として残していくのであればどうすべきか、統廃合するのであればどうすべきかというのを慎重に検討していきたいなというふうなこと思っています。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 教育長のお話を聞いておりますと、以前からの話と余り進んでいないなという感じがします。今、教育長おっしゃったように、平成32年度には方向性を示したいということでもあります。方向性というのはいろいろありまして、こうやるんだ、ああやるんだというのも方向性ですし、例えば今言った敦賀のように、もう平成33年にはこうするんだと、実際やるんだというところもあります。いずれにしても何年かかかるわけですね。そこまで持っていく場合に。言うならば、余り残されている時間がない。

教育長のお話を聞くと、どうも余り進捗していない。今までのままだいいんだという原則論でちょっと固まっているなという感じがします。

問題はどこにあるかということなんです。基本はやっぱり人口減少なんです。人が減ってくるという、これは町長はいろんなところで人口増を図って、あるいはいろんなこと、政策をやっておられますが、どんなことをしてもやっぱり人口はもう、これはもう日本全体がふえないわけですから、永平寺町だけがふえるということは考えにくいわけです。それを原則にして取り組まなアカンということ、これは教育のこの学校の統廃合だけじゃないわけですね。たまたま私、統廃合について特化しての話をしてはいますが、全てに対してやはり人口減少がもう避けられないんだというところから入らないと、いや、これは何でもないんだと。しばらくいいんだからこのままでいいんだという議論ならば、議論が全然進みません。

だから、今何ともない時期にやっておくべきなんですね、話を。ということは、例えば大野みたいに余りにも早く進んでしまうと、これはしっぺ返しを食らう。やっぱり熟知に熟知を重ねて、でもやっぱり進めなアカンもんは進めなアカンということですね。

例えば本町には高校がありません。県では2020年度に丹南の7校、鯖江、武生ですか、7校の高校を5校にするということですね。いわゆる2校減らすわけですね。これは大きい減らし方かなと。いわゆるこの人口減少をまともに受けてやっていることなんですね。今後、福井地区も何らかの再編が予想されると思

います。

あえて言いますと、国公立も、あるいは私立大学も含めたとんでもないサプライズ的な方向性も出てくるのかなと思います。それくらい教育環境は小中高大、非常にせっぱ詰まったところに来ているのかなという思いがします。

そういうことをやっぱり基本に置いて、やはりこの目指すところのビジョンづくりをお願いしたいわけですね。

タイムスケジュール的なものはなかなか難しいかもしれませんが、この時点までにはこれをやるんだ、この時点までにはこうやるんだ。少しずつ詰めていくスケジュールをぜひともつくっていただきたいんですが、そこら辺のお考えどうでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 進んでいないというお叱りなんですけれども、私としては今、現状を維持しつつ、この小規模の学校をデメリットを最小限に抑えて、いいところをどんどん伸ばし、そして今も立派な子どもたちが育っています。そういう子をまた福井市の高校のほうに送り出していきたいという思いで、今、各学校と一緒に連携しながらやっているところです。

それと、やっぱり経済的な面とか数だけの面を考えましたら、それは適正な規模で合理的です。ただ、今、学校につきましては本当に地域の、議員さんもおっしゃっていたとおり今までのずっと歴史がありますし、そして今も子どもたちの心には地域の人たちのバックアップがある。そして将来、ふるさとというのを強く意識して、今、高校、大学というのは、町外へ出て行っても将来はふるさとに戻ってくるぞというそういう基盤の一つなんですね。だから、数だけでこれはいだらうということで安易に組みかえるということはなかなか難しい問題があると。ただ、地域の方、あるいは小規模な学校に行っておられる子どもたち、保護者の方々が、これはやっぱり子どもたちの将来を考えたら大きい学校にしたいんだということであれば、今すぐにでも取り組むべきだと思っております。

ただ、今の時期を思ったときに、そういう方もおられると思うんですが、全体的な総意としてやっぱり地域の学校としてみんなをバックアップし、子どもたちにも大きく育てほしいという願いが強くなって私自身感じてますので、今のまま、できるだけデメリットをメリットに変えながら、しっかりと学校教育を運営していきたいなというようなことを感じているところです。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 私は基本は大人の論理じゃなしに、子どもにとってどの方法が、どの規模がいいのかということも大事かなと思います。

かつて町長が議員時代、合併をやったときに、やはり同級生をふやすんだということを提案されました。ああ、これおもしろいなと。例えば旧松岡地区だけ見ても、小学校は3つあるんですが中学校は1校でした。御陵小学校、吉野小学校のそれぞれ別々の小学校が中学校で一つになりますから、全くもって違和感がない、同級生という感覚があって、いわゆる町で会っても、どこで会っても、おいおい、おいおいという、いわゆる親近感のある町民の営みであったなという気がします。

さっき申しましたように合併して10年たちますが、例えば中学校にしても小学校にしてもばらばらということで、少なくとも旧町村の中では高校へ行くまではもしかすると一緒になることがないということでもあります。これはやはりある意味、一つにするのがいいとは言いませんけれども、それが大きな選択肢の一つかなと。一つか二つかわかりませんが、ではないかなという感じがします。

また、小学校にしましても、やはり見直すところはどこに課題があるのか。教育長がおっしゃるように非常に地域に根差したいい部分もあるんですが、これだけに特化しては私はだめだと思っています。やはり県内の、あるいは全国的に見てどうなんだと。

ここに教育新聞がありますが、この新聞見ますと石川県と福井県と秋田県ですか、ここの教育が素晴らしいんだということですが、これは子どもたちが素晴らしいとは一言も言ってないんですね。教員の、あるいは制度が素晴らしいんだということなんですね。だから、成績がいいんだということになっていますけれども、子どもたちの頑張りもありますよ。だから、そういうことも、ああ、そういうことなんかなという、一部ちょっと考えさせるところもあります。

そういうことで、ちょっと後ろから変なやじが入りましたが、ちょっとしゃべりが途絶えてしまいます。

私、本町の場合、他の市町と比べまして極端に条件の悪いところ、特に地理的条件も含めてですが、ないと思います。交通の便も中部縦貫道やえち鉄が通っておりまして、非常に端から端を例えば車で走っても20分から25分ぐらいあれば十分エリアをカバーできるという条件にあります。

そういうことを考えますと、やはりもう例えば丸岡の中学校が一つを二つに割

ったみたいなこととはまた意味違いますが、一つで十分いける部分もあるかなという気がします。ほかの地域とはある意味非常に恵まれている地域だなと思っております。

どうかそこら辺等も考慮していただいて、やはり議論は進めていただきたいなと。今のままがいいんだという議論じゃなしに、何年か後、仮に10年後、20年後、やはりこうなるんだということがもう、これはもう誰しもが言っているわけですから、頭に入れて取り組んでいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 議員さんのおっしゃるとおりだと思います。

私としても10年先、20年先このままということは考えておりませんし、子どもたちのことを考えても、ある面では少人数がいいだろうし、ある面では大きいほうがいいだろうし、学校規模としてもある面では大規模校がいいだろうし、小規模がいい。それぞれメリット、デメリットがありますので、今、32年度に向けて、やっぱりこういうメリット、こういうデメリットを精査しながら、また議員さん方のご意見も本当に参考にさせていただきながら、町全体として方向性を決めていきたいと思っています。

ただ、やっぱりソフトランディングが必要なので、いきなり町がこう決めたからこうするんだということはなかなか難しいと思いますので、今の段階から私としては小規模校のそういう地元の方々としっかりと今後についてどうしていくか。今すぐじゃなくても、今後についてどうしていくか。そういうふうなことを積極的に話し合いを持ちながら、また地区振興会とも連携をとりながら、その地区をどうやっていくのかというようなことも踏まえて、ひいては町全体をどうしていくかということにつながると思うんですけれども、そういうふうなことを考えていきたいというふうなことを思っています。

それともう1点、今、学校の統廃合になりますとやっぱり10年、20年って、やっぱり学校を1校にする場合にどこに建てて、どれだけのお金がかかってとかいろいろ問題があると、そういう10年、15年ということも考えないといけない。そんな長く待つてられんぞ、早く結論出せというようなご意見もおありかと思うんですけれども、幸いにして本町の場合は10校も耐震もしましたし、今、松中も松小も長期化に向けて改修も進めております。

そんな中で、やっぱり将来に向けて極端に人数が減った場合には、今あるキャパの中に十分おさまってくるのかなと思いますので、そういうような校舎を利用

していけばそういう対応も可能なのかなというようなことも含めて考えていく必要がある。

私自身としては、どこかに敷地を確保して大きい学校をどんとつくってというようなことは今考えてませんので、何かその辺は意見がまとまってくれば、それに向けた取り組みも短期間のうちにやっていけるのかなというようなことは思っていますので、そういうことも踏まえて検討して、十分に検討していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、少子・高齢化のお話が出ております。

今、教育長は子どもたちの環境であったり、また地域の核となるそういったお話をされました。

もう一つは、やはりこの学校を残していくんだという地域のパワーといいますか、皆さんと一緒に残していくんだという意欲が、今、一つの地域では少し企業誘致のお話がございます。そして、その地域ではやはりそこを核として何とかその地域の人口を保っていこう。地方創生の一環にもなると思いますが、そういったお話も今ありますし、また今、町では例えば宅地造成を進めていく中でも、じゃ、振興会の皆さん、また地域の皆さんとお話をさせていただいて、半分か数区画は地元で何とか営業していただいて、地元の若い人たちが福井に建てるぐらいなら住みなれたところでとか、ちょっと町外の親戚の人にここでとか、そういった活動もしていただけるようなお話をしながら進めていかなければいけない。これからはやはり地域の活力、地域がこの学校を残さなければいけないんだという思いを一緒にしていかなければいけないなと思っております。

そういった中で、32年をめどに方向性を示していくわけなんですけど、これからの数年間、地域の方であったり、学校のコミュニケーションの場、そういったことは32年にいきなり方針を出すのではなしに、そこまでいろいろな方のお話、また活動、そういったものをしっかりしていくのと、またこれからの人口推移であったり、そういったこともしっかり説明をさせていただきながら、じゃ、どういふふうに残していくのか。ひょっとしたらそれなら一つにするのか、そういった話をしっかりとさせていただきたいなというふうには思っております。

小畑議員おっしゃるとおりに、何らかの方向性を示していかなければいけない時期に入ってきているなというのは感じて思っていますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

プレ大会の総括と国体への対応ということであります。

きのう、長岡議員が聞かれております。なるべくダブらないような質問をしたいと思います。

9月16－18、これは第69回全日本総合女子ソフトボール大会、y o u m e パークで開かれますが、これはまだ開かれておりませんが、ハンドボールとバスケットボールはそれぞれ8月中に開催されております。室内競技だけに順調に消化していると思います。

2種目が終わった段階での総括は早いかもかもしれませんが、課題がなかったのかどうか。きのうは、長岡議員のほうからいろんな課題が出されておりましたが、町として、行政としてこういうことがやっぱりまずかったんかなという反省とかそういうものはなかったんかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） まず、正直申しまして、まずかったとかそういった点は感じておりません。スムーズに流れたという判断をしております。

今おっしゃられましたとおり、ソフトボール競技のプレ大会であります、今月16日から3日間行われることとなっております。

先月の2つの大会、ハンドボール、バスケットボールのプレ大会であります、本国体の競技会を運営していく上で大変貴重な経験をすることができたと思っております。また、役場職員を初め町体育協会、それと社会福祉協議会とあと町民、ボランティアの皆様にお手伝い等々いただきまして、大きなトラブルもなくスムーズな大会運営ができたと思っております。

ハンド、バスケにつきましては、まだソフトは終わってませんが、来年の福井国体を迎えるめどがついたところであります。

あと、課題といいますと、私自身、ソフト終わってませんが、現時点感じていることが3つあります。今ちょっと申し上げたいと思いますが、その1つ目でありまして、昨日もお話しさせていただきましたけれども、どの会場もまず駐車場の確保が一番の課題であるというふうに思っております。シャトルバスによる送迎などを視野に入れまして、いま一度白紙に戻して再度検討していきたいというふうに思っております。

2つ目でありまして、これは実施本部となります役場職員の人手不足で

す。本国体はソフトボールとバスケットボールの日程が2日間重なることとなります。バスケットボール会場が、今回プレ大会は1会場だけでした。本国体は2会場、松岡中学校体育館がふえまして2会場になることから、役場職員が中心となります競技会の係のほうが完全に不足してくることになります。

今回のプレ大会におきましては、先ほども申し上げましたけれども本町の体育協会とあと社会福祉協議会の職員の方々にお手伝いをいただきました。本国体では、ほかの団体も含めましてボランティアの方々にも係員という立場のご理解をいただきまして、そして議員の皆様にもぜひご協力いただきまして、役場職員と市民が一体となって大会運営を行っていきたいというふうに思います。

最後に3つ目の課題でありますけれども、これは24秒計、バスケットボール、議員わかるかと思っておりますけれども、24秒計の問題が突然浮上してきました。と申しますのが、きのう言いましたが8月11日に、日本バスケットボール協会の最終視察がありました。そのときに、バスケットゴールの上にその24秒計を設置するよう指摘があったところでもあります。これまで、ゴールの後ろといいますか、エンドライン側に平置きするといった形でずっと平成24年の先進地視察からずっと進めてきたわけなんですけど、この件につきましては県営体育館が新しくなりました。3面使用するんですけど、そのうち1面だけは対応できるんですけど、2面分は対応できないといったこともありますので、これが県バスケットボール協会の方々も大変びっくり、驚いていたところでもありますけれども、いきなり東京オリンピックに合わせまして、世界基準に対応してほしいといきなり言われたわけなんですけれども、これはっきり申し上げまして対応できるものではないものがあると思いますので、今後、福井市も同じです。あと県の協会と十分協議しながら検討して、あともう残すところ1年なんですけれども対応していきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） そういうことは課長、事前にいろいろ打ち合わせをした中でプレ大会に挑んでいるということなんで、いきなりこういうことが出てくれば、それはやっぱりある意味だめなものだめって私は言ってもいいかなという感じがします。

私の個人的な感想も含めて、実はそれぞれの会場、まだ2つしかないんですが、そんなに不便な会場ではないのにもかかわらず、やはり一番課題であったと思う

んですが、観客ですね。観客がやはり少なかったなという感じがします。私ども、岐阜とか和歌山とか長崎の国体を見に行きました。これは本国体ですので、プレ大会は見ておりません。本国体でも我々見た中では、会場はそれなりに人がおるんだけど、一つ会場を離れると何かあるのかなと、国体あるのかなという感じがしておりました。いずれの会場もそうであったと思います。これはある意味仕方ないんですが、要は例えば印象に残っておりますのは岐阜だったと思うんですが、例えばAチーム、Bチームが対戦するとき、Aチームの応援とBチームの応援が小学生、中学生が分かれて、そのAチームを応援する、Bチームを応援するという形式をとっておりました。

今回もプレ大会であるんですが、子どもたちに観戦をしてもらうという企画があつてよかったんじゃないかなという気はするんですが、これは夏休み中もあつて学校の行事等もあつて難しいところがあつたのかなと思いますが、本大会はやはり子どもたちにそういう会場、あるいはプレーを見ていただく。もともと国体の意義が、やはり競技の底辺人口を広げる、競技の啓蒙を図るとというのがもともとの意義ですので、やはり子どもたちにもそういうふうな競技を見せてあげると。これはバスか何かで動員せなあかんのか、何かいろんな方法を考えなあかんと思うんですが、やる必要があるのかなと思います。

あと、プレ大会といえどもいろんなのぼり旗があつて、これはおもしろいなと。これはそれぞれの競技会場にありました。いいと思います。

それから、やはりどうしても県都福井に近いということで、福井が主会場で永平寺がサブ会場的な部分もちよつと見受けられたなど。最終決勝までやれた競技は、ハンドは最後までやったんですかね。ということで、できれば完結編というとおかしいですけど、完結をやるべきでなかったかなという感じがします。

あとボランティアの方とか町の職員の方の頑張りというのは本当に一生懸命やっておられたなという感じがします。

それから、競技の部分でも、例えばバスケの審判も御陵Vスパークの高嶋さんもホイッスルを吹いて審判をやっておられました。地元の方も審判で出れるんだなという感じがしました。大変頼もしく感じました。

ただ、ここで一つ気になりますのが、同じ室内競技ですが松岡中学校は今回、夏休み中ということにもかかわらず競技がなかったということで、中学校をやっておりませんから本番でいきなりという形になると思うんですが、特に少年女子、いわゆる高校女子ということですので、ある意味女の子が全部ですから、対応も

ひとつ違う形での厳格化というか、そういうことも要求されるのかなと思います。

体育館改修中ですので、例えばシャワー室とか更衣室とか選手の控室。これはきのう、長岡さんもハンドボールの会場でもちょっと述べておられました。

それから、観客の導入です。どういうふうにして人を動かす。選手をどういうふうにして会場に入れるかということも、中学校の場合はできておりませんから、そこもそれぞれの反省の中で取り組んでいただきたいと思います。

何かそういう点で。

○議長（齋藤則男君） 国体推進課長。

○国体推進課長（家根孝二君） まず、今回プレ大会におきましては当然学校観戦は行いませんでした。これは本国体では、もう既に校長会等々でもお話しさせていただいております。当然、バスケットボールは4日間ありまして全て平日なんです。あとソフトボール、ハンドボールにつきましては土日が絡んできます。ソフトボールは日曜日だけですけど。学校観戦につきましては、やはり土日というのは一般のお客さん、仕事も休みの関係でかなり集まってこられると思いますので、平日におきまして学校観戦のほうを行っていきたいというふうに思っています。やはり子どもたちに国体競技を見せて、言いましたように競技の普及といいますか、また僕も私も国体選手になりたいと、こういった夢を持っていただければ幸いかなというふうに思っております。

あと、今回、バスケットボールは確かに決勝戦、準決、決勝とか行いませんでした。これはあくまでプレ大会ということで大会運営、来年を見越しての大会であったんで、来年の本国体につきましては心配ありません。種別ごとに分かれまして、うちは単独でバスケットボールですと成年男子と少年女子の種別を受け持ちますので最後まで、決勝戦まで行いますのでお願いしたいと思います。

あと、松中の体育館なんですが、今回確かにプレ大会行いませんでしたけれども、きのうも申し上げましたとおり、日バの視察を当然中学校へ行って行ってあります。そこで今まで女子なのでトイレ関係を中央のほうから言われてましたけれども、そちらのほうを一つ一つ校舎等も入りまして説明いたしまして特に問題ないという回答をいただいておりますので、あと動線関係も一応図面等をお示ししまして説明いたしまして、若干の修正はありましたけれどもオーケーをもらっておりますので、その点は十分またこれから煮詰めて計画を立てていきたいというふうに思っております。

今言いましたように松中のシャワー室等々につきましてはございませんので仮

設で対応とか、あと更衣室につきましては1階の1年生の教室、こちらのほうを更衣室として考えて、これも日バのほうへ説明させていただいておりますので、こういったことで対応していきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 小畑君。

○7番（小畑 傳君） 大変よかった大会だなと思っております。

ただ、以前から思っておりましたが、バスケットボールも、それから今のソフトボールも松岡中学校にはクラブがあってそれなりに親しんでおるんですが、永平寺、上志比はあるんですか。ないんですか。そして、ハンドボールに関しては全く永平寺町にはありません。根づいておらないということで、予想したとおりのお客さんが少ないなという感じがしました。

特にそういう根づいておらない地域には、わからんわけですね。ふだんから見えておらんわけですから。やはりここ1年で競技の宣伝と、来ていただきたいというPRひとつ兼ねて、もし何かそういう大会的なものが、PR的なものができれば、やっていただけるとありがたいかなと思っております。

そういうことで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、4番、朝井君の質問を許します。

4番、朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 4番、朝井です。

今回は、通告によりまして3問させていただきます。

朝夕めっきり涼しくなってきましたが、皆さん、体調は大丈夫ですか。残暑がまだまだ続きますが、議会開催中は十分に体を気をつけていただきまして臨んでいただきたいと思います。

先日から各議員の方々から8月25日の豪雨についていろいろ質問されておられますが、私の竹原地区の小舟渡用水が流れております。そこで、その小舟渡用水の川にいらっしゃる方が、豪雨のため床下浸水となるほどの勢いで流れてまいておりました。しかし、そこに今、土のうを積んでいただくとかいろんなことを考えておりますが、消防団がない、自主防災委員もない、そういった地域

です。そしてまた、その地域の中には老人の方がたくさんおられます。だから、土のうを積んだりいろんなことはなかなかできにくい地域であります。

そこで、山村先生や町長が自主防災講座においていろんなことをおっしゃっていただいておりますが、特に自助、近助、公助の必要があると思われれます。そういった点で今回、質問をさせていただきます。

第1問に、地域を支える消防団員ということで、ふだんは自分の仕事などに専念しながら、災害発生ときには率先して消火活動されている消防団、また地域の頼もしい存在であります。全国的に団員が減少し、担い手不足等が課題となっています。こうした中、消防団で活躍する女性消防団員が必要ではないかと思われれます。今現在、町の女性消防団員は何名ぐらいおられるのかお聞きいたします。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 今お尋ねの女性消防団の数でございますけれども、定数は18名、実数ですが29年9月1日現在で10名入団しております。

また、そのほかに女性に関しましては県大生、福大生の大学生の防災サポーター、機能別団員の方が9月1日現在で1名入団しまして、合計10名でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

地域を支える女性消防団員は、男性団員が不在の平日昼間、住民の命を守る消火訓練や応急手当などの普及、啓蒙に当たっていらっしゃいます。また、火災発生時には消火活動のバックアップもされています。消防団が来る前に消火し、延焼を防ぎ、日ごろの訓練を生かされ、人命を守られています。私たちにとって何よりの励みであります。

こうした女性団員の活躍を支え、さらに女性団員の入団を推進するために、平成15年から11月1日を県女性消防団員の日に定め、県内で一斉にPR活動を展開しておられます。災害発生時に消防や救助に当たっているまさに地域防災のかなめであります。

高齢化などで全国の団員が年々減少し、女性団員の加入に力を入れておられます。平成13年12月に施行されました消防団支援法があるのですが、団員の減少に歯どめをかけ、地域の防災力をより強化するためにさらなる対策をすべきだと考えております。消防団への加入促進や報酬などの処遇改善、訓練の充実に向

けた予算を確保し、自治体で女性団員や若者の加入促進の取り組みについて、町はどのように考えておられますかお聞きいたします。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 今お尋ねの消防団の加入につきましては、女性や学生、そして若者の促進につきましては、県の消防長会の消防団員確保推進事業を活用しまして公募、募集を行っており、特に女性消防団員の活性化、機運を消防団全体にもつなげるように、町部局と連携を密接にして入団の促進に図ってまいります。

また、団員の報酬につきましては、県内でもトップクラスでございます。処遇につきましても町独自の施策であります団員が公務のために使用する自家用車に對しまして任意保険、損害保険料の一部の助成や、退団時の退団慰労金の支給など、福利厚生面においても手厚い助成がなされると考えております。

また、今後は以前から整備しております消防団員の活動に伴う装備の改善も計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、若い消防団員の皆さんの不足が叫ばれております。そういった中で今、消防長が答弁したとおり、いろいろな勧誘等をしておりますし、また大規模災害のときにはちょっと出動できませんが、役場職員の若い職員の皆さんに機能別分団に入っていて活動もしていただいております。昨年、火災があったときには役場から出動もしております。

どうしても今、消防団の皆さん、仕事を持たれている方、福井に勤めに行かれる方が多いということで、平日の昼間、活動できるようにということでそういった役場職員有志の皆さんが活動してくれています。ことし、操法大会小型ポンプの部門で優勝もしまして、その技術の習得にも日々努力をしてくれております。

そして、大学生の防災サポーターの皆さんとはすまいるミーティングを一度開催していただきまして、大学生の皆さん、例えば看護師さんとかお医者さんの卵の方もいらっしゃるしまして、災害のときにもっと永平寺町に協力したいという力強い言葉もいただいております。消防、消防団、生活安全室あわせまして、じゃ、どういうふうにいざ災害が来たときに、どこへ来てもらうか、どういうふうな活動をしてもらうか、また町のいろいろな活動の中でどういうふうな啓発とかいろいろ参加してもらうかというのを積極的にお願いしていこうと思っておりますので、またご理解よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 通告にちょっと入ってないかもわかりませんが、先ほどちょっと考えただけなので申しわけないんですけど、町が今、防災士の方を養成されておられますが、防災士というのは何をやるんですか。それをちょっと、ちょっと勉強足らずで申しわけないんですけど、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 防災士というのは民間団体のそういった防災の資格になります。これにつきましては気象、天候の状況であったり、地震のメカニズム、また災害が起きたときにどう対応しなければいけないか、防災全てに対して基本的な知識を丸2日間、補習と試験があります。そして、この防災士、一番大切なのが、そういったいろいろな知識を持つことによって災害に対する意識が高まるというのがあります。

もう一つ、いろんな、もし被災されたときにボランティアで行かれたときには防災士を持っている方専用のボランティアをしていただくコーナーが今設けられているということで、そしてやはり自主防災のリーダーの皆さんも取っていただいておりますが、地域でいざ何かが起きたときに、やはり指示系統をする。また、今、地区に防災士の方がいればそういった方をサポートしてもらえる、そういったことになっております。

今、永平寺町では役場職員約70名で、永平寺町民の皆さんは二百七十数名の方が持たれておまして、これは人口割でいいますと日本でも3本の指に入る防災士率です。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 何かわかったようなわからんような感じではありますが、取ったらわかりますか。

じゃ、2問目に入らせていただきます。

農山村再生と若者の力を。

今、農業の新たな位置づけとして、人口減少や高齢化の進行が著しい中山間地域において、若者は農業活性化の担い手として大きな期待が寄せられています。衰退する農山村の再生に向け、若者の力をいかに活用していくかが重要であります。

だが、農山村出身の若者たちは進学、就職に伴い地域を離れるケースがふえております。農業に携わる若い世代が少なくなっている現状、結果として、地域住

民も農山村にある水田や畑など地域資源の価値に気づかず、ひいては地域に愛着や誇りを持ちにくくなってしまっている現状でございます。その地域に住み続ける意義を見出せなくなる誇りの空洞化現象が起きていると思われま

す。今、都市部の若者が過疎地に一定期間移住し、さまざまな地域活動を行う地域おこし協力隊などの取り組みにより、若者と農山村の住民の交流が広がりつつある。入ってきた若者の目を通して、地域住民が地域資源の価値を再認識し、失われつつあった誇りや自信の取り戻しにつながると考えております。農山村への若者移住が進んでいる地域がある。永平寺町も新しく農村に住む、あるいは農業に携わる若者へのサポート体制のあり方を再度考えてはどうかと思われま

す。農業に汗を流す若者の思いや悩みを共有しながら、なりわいとしての農業を改めて考える必要性について訴えるとともに、農業など第1次産業で働く若者世代こそが地域に強く根づいていく大事だと思います。

そこで、町では地域活動を行う中、農山村に携わる地域おこし協力隊が必要だと思っております。いかがでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 確かに国の地域おこし協力隊の推進要綱を見ますと、農林漁業の応援ということがうたわれております。

また現在、県内における地域おこし協力隊の活動状況ですが、15市町において56名の方が活動しております。そのうち農林水産業に携わっている地域おこし協力隊が在籍する市町は5市町でございまして、小浜市、大野市、池田町、高浜町、若狭町となっております。

まず、小浜市におきましては3名の方が地域おこし協力隊として活動しておりますが、1名の方は薬草の栽培、研究、販路拡大に取り組んでおるといことです。それから、2名の方は農業法人のアグリスクールというところで研修生として野菜のハウス栽培に携わっていらっしゃるということでございます。

大野市においては、越前おおの農林樂舎というものを、これは一般財団法人でございまして立ち上げてございまして、この中で女性の方らしいんですが、農産物のPR、それからブランド化及び販路拡大のために採用したということでござい

ます。

高浜町も、これも薬草の栽培研究でございます。

若狭町は、ご存じのとおり梅が有名なところでございまして、梅の栽培収穫の従事をしているということでございます。

池田町は、これは農林公社に1人採用しているということでございまして、正直言いまして地域おこし協力隊の採用が直接農業と申しますか稲作には携わっていないような状態でございます。

定住を考える上で、やはりこの地域おこし協力隊というのは3年間の補助がございしますが、それ以後のことを考えますと、なかなか定住が難しいのかなというふうには考えております。

ただ、本町も担い手農家も高齢化が進んでおまして後継者問題がございすることから、相談に応じてこういった制度も検討しなければならないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今、町でも空き家対策の中で空き家を使って、そして都会からいわゆる若者、今言う地域おこし協力隊の中から農地など、JAと相談されて農地を提供したり空き家を提供したりして、地域おこし協力隊を呼んでされたらどうかなと思います。

それで、今、課長も言われましたが、農地の担い手です。認定農業者という方のファームとかいろんなのがありますが、その中でトラクターとかコンバイン乗るのに70歳以上になりますと乗れないですね。しかし、今現在おられるのは高齢者ばかりなんですね。トラクターとかコンバインが乗れなくて今困っておられるファームがたくさんあるんです。あちこちのファームが共同でやられておられるんです。この間もソバをまくのにもトラクターが乗れないと。だから、どこかにないかということでJAさんから来ていただいてソバをまいたという状況なんです。何とか町でもJAさんと協力していただいて、空き家とか空き地がたくさんありますので、そういう点を活用していただけたらいいかなと思います。

よろしく願いいたします。

次に、3問目に入ります。

教員の過酷勤務の改善をということで、公立小中学校教員の勤務実態調査（2016年）で1カ月の時間外勤務が月80時間を超える教諭が小学校で34%、中学校では58%もいるなど過酷な勤務実態が明らかになっております。

仕事にやりがいはある半面、業務に追われる毎日であります。心身ともに疲労はたまる一方。朝は7時半に学校に着くと校内で児童の登校見守り、授業の合間や放課後を使って保護者への連絡帳の記入やテストの採点、そして翌日の授業

準備、仕事の打ち合わせと、息つく間もなく仕事をこなしていっておられます。どれも大切な業務だと、気づくといつも9時過ぎまで学校に残っておられます。学校現場は慢性的な人手不足、とにかく忙し過ぎる、英語などの専門教科はほかの人をお願いしたいという先生の心情を話されました。

永平寺町の学校教員はどのような勤務実態か把握しておられるのかお聞きいたします。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 本当に議員さんおっしゃられるとおり毎日大変です。

教員につきましては、教職調整額というのが4%つきまして、超過勤務手当は一切ないということが今までもそういう余りメスを入れられてないというところにあったのかなと思います。でも、本当に先ほど全国学調の成績などを見ましても先生方のそういうご苦勞のたまものだということは強く感じているところです。

私どもも何とかしないといけないということで、今年度から毎月、学校のほうから実態調査で報告を受けるようにしております。

校長会等とも話し合いを持ちまして、かなり改善されてはきているんですけども、中学校においては依然として進んでいないのが現状です。といいますのも、やっぱり部活動が一番の問題です。部活動はご承知のとおり放課後の活動です。で、土日の活動です。でも、みんな活動した時間全てが時間外の勤務になってしまいます。普通にやって月大体70時間は超えてしまうというようなことになっています。今、その辺をどう改善、やるな、やるなと言うのは簡単なんですけれども、そうなりますとせつかくの学校で部活動というのは子どもたちも大変期待している活動ですので、それもできないので、今、対策を練っているところです。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） 今、教育長からお話ありましたように、こうした状況を改善するために、学校現場の業務改善に取り組むために学校業務改善アドバイザーや、例えば今おっしゃりました部活動指導員を学校に置くことなど、部活動の負担軽減や業務の簡素化につなげる仕組みを整えるべきではないかと思います。

については、地域スポーツ指導員や外部の人材を活用して教員の負担軽減を図ることが重要だと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 全くそのとおりだと思っています。本町にも皆さんのご理解をいただきながら学校教育支援員ということで、現在24名入れていただいております。それから、部活動も外部指導者ということで14名配置させていただいております。それでもなかなかということで、今、会議の精選とか、出張などもかなり多いですので、出張などもちっちゃい学校は2回に1回にして、大きい学校でそれを引き継ぎを受けるとか、そういうことも県のほうに申し入れまして、ちっちゃい学校多いですので、大きい学校ですと公務1人1個なんですけれども、ちっちゃい学校ですと2つも3つも分担しないといけないということで出張などもふえますので、そういうふうなところも改善しているようにやっています。

それと特に今、目標としまして80時間以上の超過勤務者ゼロを目指すということの一つと、学校消灯時間を原則午後8時とする、そういうテーマのもとで今取り組んでいます。

それともう一つは、先ほど申し上げましたように部活動、放課後になりますので、幸いにして本町の場合は夏休みに何日間か授業日を持っています。約30時間授業時間を確保しています。その時間をうまく活用して、平日、通常だったら6時間目まで授業するところを、結局、部活始まるのは4時過ぎですね。それを5時間目の日をつくって、そして3時過ぎから部活動する。勤務時間内に部活動する。そういうような時間を今とって、9月から試行するように、各中学校でも校長先生方、知恵を出し合って、週2回ぐらいは5時間目にしようかというふうなことで今取り組んで、そして来年度に向けては部活動は6時に終われるような体制、子どもたちも6時15分には帰れるような、そういうことにして先生も子どもたちも心身ともにリフレッシュして学校教育活動を精いっぱいできる。

ただ、どうしても部活動の時間が今までよりも減るということはないという前提で今組んでいます。夏季休業中の前倒しの授業等をうまく活用しながら平準化するような対応を今考えてやっているところです。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 朝井君。

○4番（朝井征一郎君） どうもありがとうございました。

これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 次に、12番、伊藤君の質問を許します。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 永平寺においては、一級河川九頭竜川で盛大に開催されました夏の終わりを告げる風物詩、大燈籠ながしも終わり、これからは各地域での秋祭りが始まりつつある中、9月定例議会も昨日から開催され、6番目として私、次期永平寺町長選の出馬についてを質問させていただきます。

私は、さかのぼれば町長とは議員時代約6年とちょっとですけれども、同じく議員活動をしておりまして、また現在は理事者として、町長として3年6カ月、同じく理事者として頑張っているということとで質問をしたいと思います。

議員時代におきましては、各議員間での議会改革特別委員会におきまして、平成24年7月31日におきましては臨時議会におきまして全会一致で議会基本条例を制定していただきましたし、またいろいろと議会と語ろう会等も進めておる中で、前議長として開かれた議会、行動する議会、提案する議会を掲げ、大きく改革を進め、全国からも注目を集めておりました。

その中で私が後を引き継いだわけでございますけれども、議員の方々もいろいろと議会改革に対しての議会運営もスムーズに現在いっているところでございます。

その中で、河合町政は4年前に前町長から引き継いだ事業として、福井国体の準備を初め、松岡公園の整備、消防本部の建設や道の駅の建設、さらには月平均3,000人の来客があるえい坊館を完成させましたこと。月日がたつのは早いもので、1期目も残り6カ月となりました。

河合町長は、町民の皆様が住みやすさを実感できる政策に積極的に取り組み、人口の減らない町、活力ある「つよい永平寺町」のスローガンのもと、行財政改革においては松岡公園整備費の削減を初め、課の統合、そして税務課内には債権管理室の設置、税・料の公平、滞納管理ということも行われ、専門職員の採用、公共施設の再編。福祉部門におきましては地域包括支援センターと福祉保健課との連携。また、教育部門におきましても小中学校への冷房機器の設置や幼稚園の老朽化改修計画の作成、また地域包括ケアシステム構築に向けての取り組みや介護予防への取り組み、在宅医療確立に向けたチャレンジ等、これら社会資本の整備についても順調に進めているところとっております。

特に、財政調整基金、町の貯金でございますけれども、平成25年度末では23億6,900万円であったものが、平成28年度末の決算期におきましては29億7,800万円と6億900万円と積み増しをなされ、今後、多少の町単独事業も可能であり、安定した町政運営の評価は大なるものであります。

また、町長指導のもと各自治会には自主防災組織を立ち上げ、そして町内全域8ブロックに自主防災連絡協議会を設立し、消防団員としての経験を生かし、みずからが講習会等を開催し、各自主防災組織の自主性を植えつけ、安全で安心して暮らせるまちづくりを積極的に推し進め、防災力の強化に努めていただいておりますことはご承知のとおりであります。

近年を見ますと、町民の皆さんはいろいろなまちづくりへの参画がふえてきております。各集落での公民館活動や町内では未来会議、そして東古市の各イベント、花谷の城山登山、栃原の音楽祭等々、各地域への広がり、また子ども会や中学生のボランティア参加、これらのことについても町長は若い考えで率先して参加しているからだと思っております。

今後は学生参加のまちづくり、若い人たちのイベントや町外の人も参加しての交流、企画運営、主要団体との連携による参画等、これらのことについての思いがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、3年半が、町長に就任させていただきましてから経過しました。振り返りますと、今、伊藤議員おっしゃっていただいた、本当にここまで駆け抜けてきたなという実感を持っております。

そういった中で、やはり私が思っていますのは役場が目立っているうちはまだ真の町の発展ではなくて、住民の皆さんが目立って、役場が縁の下の力持ちであることが大事だという思いで、またいろいろな仕事をさせていただいております。

そして、やはりこの地方、永平寺町も含めて少子・高齢化というのが一番の、いろいろな課題につながることです。きのうも少しお話ししましたが、じゃ、この少子・高齢化に向けてどういうふうな対策をしていくのか。人口減少に向けてどうすれば人口減少を食い止められるのか。また、高齢化が進む中で社会保障であったり、そういった伸びていくものをどういうふう抑えていくか、または今の状態を維持していくか。いろいろな政策を、点と点とで結んで行わせていただいております。

その中で、今、各種団体、また若い人たちのイベントをどう考えているかというご質問ですが、やはり若い人たちが少なくなっていく中で、若い人たちの参画が求められております。今回、若者、学生条例も制定していただきましたし、今回のパワーボム、松岡駅前での秋浪漫のイベントも若い人たちが主導で、また大学の皆さんと連携もしてやっていただいております。

やはりある方から言葉を就任のときにいただきました。「火種であれ」という言葉をいただきました。そして、やはりいろいろなところに火をつけていって、皆さんで燃え上がっていく、そういったことが大事だと思っておりますので、これからもまた火種でいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 本当に若い人とのまちづくりを考えていくということですが、ちょっと深入りして聞きたいと思っております。ですけども、福井キャンパスを永平寺キャンパスと変えたり、開かれた県立大、地域社会との交流や県民の学びの場として一段と開かれた大学を目指すオープンユニバーシティ構想とまとめたということで、これは何か、どういうことを言っているんですか。ちょっとわかったら教えてください。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、永平寺町では大学がある町の特性を生かそうということで、いろいろな大学と連携をとらせていただいております。

福井県立大学が今、オープンキャンパスということでいろいろな大学と地域の連携を密にしていきたいと思いますということになっておりまして、いろいろ例えば学生との交流もそうなんです、今、福井県立大学が永平寺町内の空き家を利用して、そこを大学と地域交流の場にしていこうとか、先日も視察に訪れた際、県立大学も一緒に、永平寺町に視察に来られたんですが、一緒に現地を見ていただいて、大学も一緒にこういった課題解決ができないかとか、そういったお話もしていただいております。

また、福井大学さんにおきましては、例えば松岡駅前のドラゴンクエストの看板であったり、いろいろな若い発想で参画していただいておりますし、先ほどありました防災サポーターの皆さんも大学生のほうからこういったふうな参加をしたいとかそういった意見もいただいておりますし、意欲のある方をどんどん町政、また町民の方との交流に携わっていただければなというふうに思っております。

それと、また県内の大学以外でも、今、早稲田大学、慶應大学、そういった大学と連携をしております。私が考える連携は、やはり地域の皆さんと交流していただいたり、何か大学生の皆さんももちろんここでいろいろな活動をしていただくことによって得るものを得ていただく。また、地域もそういった大学生の皆さんと交流することによって得るものを得ていただく。そういったウイン・ウイン

の関係といたしますか、そういった関係を根づかせることが大事だなと思っております。

また、行政だけではなく、今、未来会議の中からも積極的に外国の留学生の方を地域の祭りに招待したり、またいろいろなそういった活動も見えてきておりますので、大学との連携は年々深まってきているなというふうに感じております。

○議長（齋藤則男君） 伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 何か地域と企業と連携強化というんですか、そういったことを言われましたんですけども、どういうことを言っているのか聞きたいと思いますので。地域と企業と連携。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） やはり人口減少の中でどうして人口減少を食いとめるかというのは、国が示しております地方創生の理念だと思っております。やはり働く場、活動する場があって、そこに若い人たちが残る、また集まってくる、そういったことがあると思います。

今、例えば門前の開発であったり、自動運転、それに伴いましてI・O・T推進ラボ、地域未来投資促進法、こういったことをいろいろ進めていく中で、やはり企業の投資、また町の潤いをつけていく。そして、地域の商工業者の皆さんにもそういった人が集まることによって、じゃ、どういうふうに商工業、また農業に結びつけていくかというのも一緒に考えていきたい。それがI・O・T推進ラボの一つになるのかなとも今思っておりまして、やはり今現状を申し上げますと、この前もお示ししましたが永平寺町の稼ぐ力は福井県内で下から2番目、3番目、また全国でも1,700自治体あるうちの下から300番目の、それは平成25年の推計なんですけどそういった状況です。

今また新たにそういった調査を行いますけど、大学がある町、観光地がある町、インターチェンジが5つある町、また県都福井の隣に隣接している町、鉄道がある町、いろいろな魅力がある中で、まだまだ投資を呼び込む余地はあるなというふうに思っておりますので、これからまだまだいろいろ投資を呼び込む町、地方創生に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 次に移りたいと思います。

平成29年、ことしですけれども、今後10年間の町政の方向性や将来像、まちづくりの具体的な事業を示した第二次永平寺町総合振興計画が策定され、町の

目指す7つの将来像をまとめた事業を平成29年度から平成38年度を計画年度（基本構想）としておりますが、本町では平成27年10月から地方創生を推進するための戦略である永平寺町まち・人・しごと創生総合戦略の4つの柱の施策を展開しているため、前期5年間（平成29年から33年度）（前期基本計画）において総合振興計画と一体的に推進を図り、戦略的に取り組む施策を総合戦略としてスマイルプロジェクト（連携プロジェクト）に位置づけており、町長は各施策を強い思いで策定したと思いますが、施策実現に向けて何か思いがありましたら一言お願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 総合振興計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等を策定しております。

今ほど申し上げたとおり、町の力をアップするために人口を減らさない、また産業を活性化させるという意味で、まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組んでおります。

そしてやはりもう一つ大事なのが、先ほど伊藤議員からも基金を積んだという話もありましたが、これから合併特例の期間があと数年で終わります。算定がえというやつですが、合併特例債もあと4年です。その中で、将来しなければいけないものための投資、それは言い方を変えますと将来に負担を残さない、そういったことも一生懸命取り組ませていただいております。

その中で、やはり今、国が進めております地方創生、これがこれからの永平寺町の将来に大きな意味を残すことだと思っておりますし、もう一つは行財政改革で進めております公共施設の再編、また古くなっている施設の修繕であったり、そういったものをどういうふうにするか。こういったことをしっかりと進めていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 今、申し上げましたとおり、これらの事業としての初年度は自動走行実証実験施設整備事業、町のIoT推進ラボが経済産業省の地方版IoT推進ラボに選定されたと発表されております。このことを含めまして継続事業等々、特に若者が参加するまちづくりの推進等、取り組み半ばの重要な事業も数々あり、完成を夢見る町民の期待も大であります。

そんな中、今年度途中に予定されております町長選、2期目を目指して出馬するのか決意をお伺いしたいと思います。

○町長（河合永充君） まず、この3年半、本当に消防庁舎、道の駅、えい坊館、松岡公園と、また福井国体と、前町政から受け継いだ事業をしっかりとやってきました。その中で地方創生ということで、門前の開発であったり、自動運転の誘致、いろいろな町の発展の事業に取り組ませていただきました。

本当に職員と一緒に一生懸命やればやっていくほど、新たな情報とか、新たな縁が生まれてくるというものがあります。

今、門前開発、自動運転の中で、永平寺町、なかなか企業誘致が来ないという中で、地域未来投資促進法案の申請もさせていただいておりますし、IoT推進ラボ、これにつきましては永平寺町で今いろいろ新しい地方創生をいかに地域の皆さんの発展、振興につなげていくかという大切な事業です。これをまた今ずっと準備をしております福井国体、これの成功に向けてしっかりと取り組んでいかなければいけませんし、行財政改革、こういったこともまだ道半ばです。

こういった中で、今、この3年半、いろいろな種を植えさせていただきまして、芽が出てきております。こういった芽をしっかりと次の2期目で花を咲かせ、また実にして、町民の皆さんとその実を、好循環の町となるようなそういった町にしていきたいというふうに強く思っておりますので、また2期目もしっかりと挑戦させていただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 今ほど町長のかたい決意で語ったとおりでございますけれども、議会としても二元代表制ということで、気がついたことはどしどしとまた議会からも言わせていただきますし、そういったことも十分に理解させていただいて、こちらのほうも議会運営をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 行政と議会の関係につきましては、やはり二元代表制というのが本当に地方のしっかりとした大切な、崩してはいけない仕組みだと思っております。

また、議員さんの提案であったり意見、そういったものは住民の皆さんの一番の声だというふうに思っております。

これからもまた2期目を迎えることができましたら、議会、行政とはそういった是々非々の関係をしっかりとしていかなければいけないと思ひますし、この3年半、そういうふうな思いで取り組ませていただいております。

○議長（齋藤則男君） 伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

午前中、4番、朝井君の質問に対する答弁に訂正がありますので、この際、それを認めます。

町長。

○町長（河合永充君） 朝井議員の質問の中で、防災士の数を少しお話しさせていただきましたが、正式な人数は防災士が253名、そして役場職員が87名というのが正式な数字です。

また、今年度も県の助成がありますので、ぜひ皆さんも受けていただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○12番（伊藤博夫君） 人数制限はないんやろ。

○町長（河合永充君） 人数制限あるみたい、今回は。

○議長（齋藤則男君） 次に、14番、中村君の質問を許します。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 14番、中村です。

昼1番ということで、これも私、今ちょっと思い起こしたら、3議会一般質問連続昼1番というようなことで、誰も自分がこういうふうに調整しているわけではないんですけども、そういうふうなことになってしまったわけですけども。やはり昼1番というのはつろうございます。また、理事者の方もつらいと思うんですけども。

今回、あえて22日に通告開始でしたんで、それから一番週の末の25日金曜日、豪雨のときですね。そのときにそれまでに持っていけば10番目か、ちょっとそういうような順番で遅くなるだろうなというふうなことで提出したわけですけども、それはちょっとかなわなかったということで、がっかりしながらちょっと庁舎をぶらっとしたら、きょうは課長会、緊急防災会議、防災の対策本部の

ほうで会合を行っているというようなことで、これはやはりそういうようなことで自分もすぐそのまま飛んでいた次第でございます。

2階の食堂で対策本部会議を開催されていたんですが、そのときにやっぱりちょっと感じたのは、やはり緊張感がみなぎっていて、やはり前回、前々回、また私が現役のときからと比べると、今回の対策本部の部屋の空気というんか、職員課長会議の皆さんの行動、また連絡、報連相のやりとり、これが物すごく即した臨機応変な対応をしておられたなど。特に現場を抱えている土木課長とか建設課長ですとか、そういった皆さんの、総務課長を初め、いろいろな方々の緊迫感が伝わっていて、そこに消防の本部、消防長も加わっていて、結構ないい、こちらのほうで安堵するような部屋の空気でございます。

これからというときに、今のあれですけど、現場のぞいていまして、しばらく私も二、三十分いさせていただいたんですけども、どういうふうな情報をどういうふうにして処理して、どういうふうに伝えているのかなというのを、私、ちょっと見聞させていただいたんです。余計なことは何も申し上げられませんので、そういった目線で見させて、現場にいさせていただいた次第でございます。

あれになおさら申し上げますと、そういったことの準備をまた、それ以上にこれから備えて、映像で即課長、また部下がデータを流してきた河川の増水の状況、そういったものが即さま映像に映らされて、その対応はどこになっているんかというようなことの対応ができれば、もうこれで本当に流れがスムーズに行くのかなというようなことを思った次第です。これは余談ですけども、そういったことで。

今回の一般質問は、皆さんされてこられてましたんで、またそういうことで、私、報告だけに済まさせていただきます。

では、私の一般質問の通告をさせていただきました永平寺町魅力発信交流施設えい坊館と駅前近隣の相乗効果についての期待ということで、質問をさせていただきます。

永平寺町をおしゃれに演出する、発信するというところで、地域交流の拠点として3月26日日曜日、えい坊館、このパンフレットですね。こういったことで、皆さん地域の住民に周知をしてグランドオープンしたわけでございます。

本当にここで、そういったスタッフの思いがこの施設でどのようにというのをこれから備えるために四苦八苦して振る舞い、精進カレーとか、サクラマスの刺身とか、お弁当フェアとか、産地直産市の市とか、そういった飲み物とか、いろ

いろな見せ物、食べ物、飲み物、そういったものをいろんな努力して準備されたことと思います。

本当にこれが今オープンされてからこれで約半年経過しております。これがこの半年の間にどういうふうなえい坊館の期待であったのか。それがどのように流れてきているのか。また、今後どのようにしたいのかということをし、担当課長に答弁を求めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

この施設については、住民のいろいろな、建てられるときに議会、行政からといろいろな、多種多様にわたって議論させていただいたところがございますが、そこら辺のかみ合いも心配はご無用やったなというようなこともあろうかと思ひますけれども、今後、まだまだこれからも愛される施設でありたいと願うために質問をさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、3月のグランドオープンからはや半年が過ぎました。この間、春休み、夏休みとか、今まきに行っております、行われました国体のプレ大会が開催され、ソフトはまだですけれども、されます。

えい坊館のこれまでの来客数、それから、今現在どのぐらいなのか。その来客された方々の年齢層とか、その方々の活用度合い、状況、どのようにして活用されたのかなというふうなことが住民の方にも周知できますようにご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 今ほど議員仰せのとおり、えい坊館は3月26日オープンでございました。これまでの入館者数でございますけれども、3月も入れますと1万7,032人。今年度ということで、4月から8月の5カ月ということでおきますと1万4,946人、約1万5,000人ということで、月平均は3,000人となっております。

年齢層の記録というのはしてございませんけれども、見た感じといたしますか、おおむね一般来館者の方は50歳、60歳以上の方の中高年齢層が多いと思われます。

また、7月ごろより、小学生の来館、中学生も含めてですけれども、来館がふえ、放課後や夏休み期間中には多くの小中学生が来館するようになりました。

また、20代から30代の来館者というのは、一般来館者としてはちょっと少ない状況かなとは思っておりますが、SNS等でチームラボ社が手がけましたで

デジタルアートが映写というんですか、見られるということで、そういう情報を得た方というのもおられました、その方々は大体二、三十代の方々というふうなことになると思います。

また、7月から8月にかけて実施をいたしましたビアテラスに関しましては、全15日間で延べ348人にご来館をいただきました。特に7月中旬以降は、一応館では定員としていました30席がほぼ満席というふうな状態の日が多く、ご好評をいただいたのではないかなと思っております。

また、えい坊くんの人形焼というのも皆さんご存じかと思いますが、施設において7月から第2、第4日曜日に販売を開始しておりますけれども、これもおいしいというふうに好評を得ているところでございます。

これらの企画などを通して、新しい魅力を発信して話題性を高めながら、来館を促進していきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 本当に1万7,322人ですか、月平均3,000人、結構な数ですね。本当に喜ばしいことです。

特に小学生の方が夏休みということで、これは時間帯はいつごろの時間というんか。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 小学生でございますので、当然、学校の時間は来れませんが、放課後、まず学校やっている日は放課後に来られるという方が多いですし、土日、そして夏休み期間中は日中、半ば児童館のような形にもなっているような様子でございます。そこで宿題をしたりとか、友達と遊んだりとか。

特にその時期、子ども向けにといいますか、駄菓子市みたいなものも催しておりましたので、そこで子どもたちがお菓子を買って、ジュースを飲んで過ごしているというふうな様子も見受けられました。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 小学生の方に喜ばれて、こういうふうになにぎわったということ、またそういった店の方からの駄菓子とか、そういうようなことで子どもたちの夢を大きく膨らませて集まったんだろうなというように思います。

そこで、今ほどちょっとありましたが、児童館としてのような使い方もされて

いるというようなこと、これ本当に結構なことだと思うんですけども、これはあれでしょうね、やっぱり松岡小学校の小学生さんに限るんでしょうね。と思いますけどね。それは統計とか、そういうようなことで上げてないんで答えていたかなくても結構でございます。

こういうようなことで、中高年層、また小中学生に多く使われているということで、結構なことだなというふうに思います。

次に質問をさせていただきますが、オープンされてから施設でさまざまな企業や団体や、小グループの方々が会議等やイベント等を企画されていると思いますが、その利活用状況はというとどのような状況になっておりますかね。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 主に2階の多目的ホール及び多目的ルームをご予約いただいて使用するという場合の利用状況をお知らせをいたします。

なお、館は2階自由に行ってもいいことになっていきますので、その辺の数字は今回は省かせていただきますが。

4月から8月までの5カ月間においては、利用団体数は164件。月平均となりますと30件以上になります。32.8件になりますが。毎日1件以上のご利用があるというふうな計算になります。

利用者数は2,995人で、約3,000人ということですね。月平均で約600人となっています。これは、えい坊館全体の来館者数の約20%に当たります。

詳しくということで、その内訳等についても若干お話をさせていただきますけれども。内訳はさまざまでございますけれども、利用団体の種類別に申し上げますと、まず、来ていただきたいということも含めまして、役場が多く使っていることがあります。役場の各課の業務であるとか、役場が関係するとか、している委員会等に利用される場合が46件で28%。商工会や社会福祉協議会などの公的な各種機関といいますか、各種団体等、若干いろいろ区分が難しいところありますけれども、一応そのように区分したものでいきますと14件、8.5%。企業や事業所などの使用とか、あと個人の方が講座を開いたり。具体的に言いますと、フラワーアレンジメント教室を定期的にやっている方がおられたりするんですが、その開催が20件、12.2%。地域の高齢者サロンとか、町の健康長寿クラブ、地区のクラブもあるかもしれませんが、主に高齢者の団体というのが11件で、6.7%。幼稚園や児童クラブ、小中学校関係、部活動とか、そう

というような団体とか、その育成団体、PTAとか、そういうふうなものも含めまして9件、5.5%。その他社会教育団体や各種サークル、公民館講座的なもの、それから民間の団体が25件で、15.2%。その他一般や私的な使用が30件、18.3%となっております。

その利用内容として、特筆して申し上げますとすれば、例えばですけれども、地元の酒蔵さんによりますイベントが行われたこと、それからコーラスグループによるコンサートが行われた。それから、うちの課が所管でしたけれども、中部縦貫道開通記念の観光キャンペーンイベントというふうなもの、これが7月2日開催をいたしました。

それから、個人や団体によるフラワーアレンジメント教室とか、紙芝居の上演会とか、そういったものが定期的実施されるようになったりというふうなもの。それから、社会福祉協議会とか、シルバー人材センターなどにより、手話講座やパソコン教室を開催していただいていることもあります。あと、中学校部活動で保護者を交えた集会といいますか、そういうようなことが催されることもあります。それから、地区の高齢者を対象としたサロンが、きょうはミニ遠足的にえい坊館に行ってこようというふうなことでご利用されるというふうな内容といいますか、利用があるということになっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 本当に幅広く多くの方々に利用され、愛されている、親しまれているというようなことが感じ取られます。

今まで中央公民館とか、そういった施設等々の施設で、そういった会合を行っていた団体、またはグループ等々がえい坊館を利用するようになったというようなことでもあろうかと思えます。ちょっと今お聞きしましたら。

こういうふうなものが、その方々がこの施設を利用されるときの手続とか、またその後の苦情とか利点、メリット、デメリット、そういったことを何か情報とか、こうあったほうがもっといいんだとか。例えば駐車場がちょっと少なかったとか。例えばいい面では、こういうような食べ物がおいしかったとか、またはいろんなことが話げできた。また、人と人のかかわりがうまくできたとか、つながりができたとか、こういった点をちょっとありましたら情報をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 特に、まずは利用者の方々から苦情、大きな苦情と
いいますか、そういったことは今のところ寄せられておりません。おおむね喜ば
れていただいているのではないかなと思っております。

駐車場に関しても、大きなイベントをしますと、私どもも今うちの課では中部
縦貫道関係のイベントを行いましたけれども、駐車場を上の部分ですね。上の部
分をイベント広場にしたりとかいうふうなこともありますので、当然、そうなり
ますと駐車場としては不足しますので、そのときには周辺の小学校とか役場とか
ということを利用しますけれども、その他に関しては駐車場が少ないといった苦
情といいますか、そういったことは伺っておりません。

あとは、先ほどおっしゃったのは、申請とかの申請と申し上げましたが、これ
はほかの公民館等と同じように、事前に申請書を提出してということになってい
ますので、それが煩わしいということになったらちょっとまた話は別ですけれど
も、それに関しても決まったことだということで皆さんご了解いただいているん
ではないかなと思っています。

ただ、若干、皆さん、えい坊館は公民館とは何となく雰囲気が違う施設かなと
いうふうなことは私どももそのようにありたいと思っていますし、皆さんもそう
やと思っていると思うんですけれども、その利用形態の中で減免ができるのか、
利用料金があるのかというのが若干微妙なところがあります。その辺でトラブル
とまではいきませんが、行き違いでもないですが、ああ、お金要るのです
かみたいなようなところはあるときがあります。ということもあります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） せっかくそういうふうないい施設、えい坊館を利用して、
いろいろな方々の企画に沿ったそういうのはかなえてあげたいということで、
駐車場が狭かったらそういったことを工夫、そういう工夫して困ったな、もうち
よっとできないんですわというようなことのないように進んで、積極的にそうい
ったことを課題をスムーズに解決していくと。それは周りの方々の協力も得ます
けど、行政だけでなしに。そういったことで、極力、そういったことのクレーム
がないように、またスムーズに使われるように、また楽しく利用が続くような、
そういった続けられるような施設であってほしいために、そういうふうやって
いただきたいというふうに私は思います。

次の質問に入りたいと思いますが。

その施設の中のことですね。中のことなんですけれども、松岡地区のシンボルであった旧織物会館の構造、大きさ及び意匠を継いだ大正ロマン、昭和レトロ調のおしゃれな洋風建物、建築物を整備して、今、永平寺町の魅力をおしゃれに演出する情報発信をする拠点施設の各フロア機能として、カフェ機能とか、一つはテラス機能とか、多目的イベントホール機能についての来客の感想とかそういったことを、先ほど聞いたのと重なるかもしれませんが、カフェ機能、テラス機能、多目的イベントホールということで、これは2階のことを指しているんですけれども、私のほうは。それでよろしいんでしょうね。

いろいろな私も経験させていただいたんですけれども、やはり座禅堂といってる、何というんかね、星がが一つと回るとこね。あれは何かちょっと意外な、どう言うたらいいんかね、あれは意外性がありますね。ちょっと立つと目がくらむようなこともありますし、いろんな、何があそこが精神統一ができるのかなど。いや、反対にこっちは目回るんでないかなというようなことを思いもしたんですけれども、あれはその年——年と言うとおかしいけど、月々というんですか、四半期でそういった映像というのは切りかえられるものなんですか。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） デジタルアートに関しては、基本的には特にお金を出して変更してもらえば別ですけれども、基本はずっと同じというか。でも、あの映像は二度と同じ場面はないといえますか。僕もうまく説明できませんが、つくりながら映写してるみたいな形なので、同じようなばかりとも思われますけれども、二度と同じものはない映像であります。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 同じものが繰り返されなく映像されているということですが、何か私のほうで見ると一緒な画面をずっと眺めているなというような印象しかないんですけれども。それはそれとして。結構やっぱり予算もかかるでしょうけれども、やはり町長、あれね、ああいうふうなのを、例えばお百姓さんが米をつくるのに米の1升とか、1年のずっと流れ、それとか、ピクニックコーンのでき、一応タマネギとか、上志比のニンニクとか栽培とか、そういったものの永平寺町の、永平寺町のですよ、特産物、そういった葉っぱ寿司のつくり方とか、作り方というより、葉っぱ寿司の寿司用の木はこんなやとか、つくり方はこう。こういったものもそういったデジタルアートで流せて、松岡地区の人はわかっておられると思いますけれども、やはりたまに来て県内外からね。そして、ちょっ

と見たときに、そういったほうは一目瞭然で全部イメージできると思います。

ですから、永平寺のとか、ブランドという用語弊があるかもしれませんが、特産物というようなことで、九頭竜川の水の流れとか、アユの一生とか、サクラマス的一生とか、そういったことの釣り人が釣ってこうやって上げていると、そういうような映像を流すとか、そういった趣向はちょっとイメージできませんかね。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今の宙ぶら物施設をそういったことにするのはちょっと難しいかなと思うんですけど、えい坊館の1階にはテレビがあって、そこではずっとそういう町の紹介とか、九頭竜川のこととか、特産品のを流していますし、また2階の大型スクリーンでもそういったことは可能だと思いますので、まずソフトをつくることからやらないかなのかなと思いますが、もしつくるのであれば、やはりその農家の皆さんとか一緒につくってやっていけたらいいなと思うのと。

今、観光物産協会、商工観光課、また農林課で、あそこでは野菜とか、そういったとれたものが定期的に売れるといいなという、まだこれは提案の段階なんですけど、いいなとか、そういった話もありますので、施設につきましては役場がこういったことをやるというのを考えるんでなしに、来場者の方がこういうふうな使い方をしてほしいとか、こういうふうに使いたいとか、そういったことを大事にしていきたいなというふうに思っております。

先ほど商工観光課長がちょっと行き違いがあったという話も、前向きにあそこを使いたいというのがちょっとなかなか自分の引き継ぎがうまくできてませんでお断りしたという例もありますが、これからもそういったこともしっかりと、まだオープンして最初の段階だったんでちょっと不手際があったんですが、これからそういった町民の皆さんがこういうふうに使いたい、そういったのはしっかりと精査をさせていただきますが、前向きに使っていただけるような施設になれば、より親しみが湧くなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） デジタルアートが下のテレビで、1階のテレビとかそういったものでも映像されてますよというのは自分もあれなんですけれども、僕のイメージでは、あのような、例えば壁一面にそういった1周のあれがずっと放映されているというようなイメージがあったもんですから、そういうふうに今質問したわけでございます。

またそういった機会というのではなしに、こうしたほうがというような声もありましたら、住民の方からもあろうかと思しますので、そういった前向きにひとつ取り組んでいただければというふうに思っておるところでございます。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問になるわけでございますけれども、えい坊館は先ほども話を、質問をさせていただきましたが、グランドオープンの際にはいろいろな振る舞いをして、この施設が地域住民にはもとより、県内外からさらに親しまれる施設にするためには、これはこれからの提案でございますけれども、永平寺町民や企業や団体、グループ等が四季折々の仕組みをこの施設の屋内外で奮って企画して、自由にね。自由と言ったって1年間を通して自由にといても制約、規約があるわけでございますけれども、そういった利活用が容易にできて、住民参加型の多目的イベントが企画されるようになればいいなど。

先ほども町長がおっしゃってました、例えば特産物をこうやってあそこで販売してくださるような人がおられたらいいなとか、そういうふうになにぎわってけばいいんだよなっていうようなイメージ、そういったのも私も常日ごろから思っておったんですけれども、ようやくこの9月19、20日ですか、土日、この松岡ホコ天パワーボム！といったことで、今、町内ずっとお店屋さん行きますとこのようなもっと大きいポスターが張ってありますよね。ずっと応援している。商工会と観光物産協会が組んでいろいろな協賛を得てやっているというようなことで、大変いいなと。少し活気出てきたよな。これ、えい坊館のおかげやなというように喜んでおるところでございます。

この日はちょうど、これ、9月16、17ですか。国体のソフトボールとは、プレ大会とは一緒になるんやね。ちょっと残念やなというようなことを思っはおったんですけれども。少しでもそういったプレ大会の応援または選手等々の方々もそこに交わっていただけるような企画を、そういったされている方がそういう思いもされてこういうイベントをするんだなというふうには思っているところでございますが。

本当にこれは松岡ホコ天パワーボム！と称しまして、松岡駅前通りの活性化を目的に、ここですね。これと各種団体や企業が協賛して町おこしイベントを企画開催されることは大変本当に意義深いということで、これが本当にえい坊館とこの駅前通り、それら、または京福、えち鉄の松岡駅もそうですけれども、そういったともどもが三位一体となってにぎわい場、活性化につながればいいかなと思

う次第でございます。

今、本当に、町長も前から感じておられると思うんですけれども、本当にあの駅前通りは、私は小学校、中学校、高校、社会人のちょっと1年か2年はそこでいろいろな会合もして、いろいろなことを人生学ばしていただいた場所でありませう。にぎわったときによくあそこへ通って、大判焼きを食べたり、いろいろなことを、きらくやのラーメンを食べたり、山岡のそばを食べたりとか、いろいろなことがありまして、今出てくるわけですけれども。今見ますと、なかなかそういったにぎわいも、商工観光課長はよくご存じでしょうけれども、感じておられると思うんですけれど、本当に大変だなと私は思うんです。あそこで今ご商売やっとなる方々がそれを継承していこうっていう、そういうにぎわいを復活させようというのはなかなか大変だなと。しかし、これらの、例えばそこを車で行って、おりてちょっと話をすると、「大変やな」って話しすると「ほうやっのう、ちょっとやっぱり寂しなってもうたのう」というようなことの会話で始まり、その会話で終わるというような流れになっています。

しかし、何とかしたいな。してあげたいでなしに、したいなというようなことでのこういったイベントが、若者が、先ほど町長おっしゃってました若者の活性化する条約もあれもつくりましたし、そういったことで若者を招いて、交えてまちおこし、地域おこし、駅前おこしというようなことで取り組まれているこのイベントが開催されるわけでしょうけれども、本当に行政としてもやはり何とかあそこにぎわってほしいなと。えい坊館のためにも、また駅前住民の方々についても、そういつてなっていたきたいなというふうには思うんですけれども、そこら辺の町長、感覚はどんなんでしょうね。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 昨年は東古市駅の前で秋浪漫を開催させていただきました。

実は、この秋浪漫もパワーボム！も今、町が商工会さん、観光物産協会さん、中部漁協さん、社協さん、そしてシルバーさん、そして役場とで常に横の連携を大切にしようということで会合を持たせていただいております。

今回、主催はその6団体が主催という形で、商工会さんが事務局を持っていたきまして、その中で青年部が中心となって若い力を見せようということで、今回、このパワーボム！を企画をしてくれています。

やはり今いろいろな地域等で昔はよかったとか、何とかせなあかんという思いを一つのこれが起爆剤になればいいなとも思っておりますし、今回、あえてプレ

大会と一緒に日にしましたのは、ここに集まった方をまたバスでプレ大会会場に行ってもらう。また、県外からプレ大会に来られた方にこのイベントをやっていることを周知しまして、この永平寺町の魅力を発信しているところでもありますので、来ていただく。そういった相乗効果もしっかり持っていこうというふうに思っております。

今回は駅前のホコ天とえい坊館のところではキッズコーナーということで、子どもたちにも親しまれていますので、えい坊館でもこのイベントとあわせて、パワーボム！とあわせてイベントをしていきます。そこに国体の大きい、何か中でふわふわっと入る、そういったものも遊べる、そういった空間づくりをしたいと思っております。

また、えい坊館はこのパワーボム！だけではなしに、またいろいろなそういったイベントとか企画とかでも使われるようになってきておりますし、やはり町が使ってくださいというより、こういうふうにやりたいでこういうふうに使わせてほしいという、そういった声が少しずつ出てきているかなとも思いますので、どんだん普通な公共施設とは違ってもうちょっと緩くといいますか、使いやすいといいますか、ちょっと民間感覚で使える庶民的な感覚、そういった感覚で使っていただけるようにこれからも広報啓発をしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 中村君。

○14番（中村勘太郎君） 本当に16日、17と、これはこの日に絞ってやったんやね。合わせるというように、相乗効果でね。それはよかった。僕は勘違いしまして、これは重なってるんでちょっと都合悪いかなと、何でやろうと、こういうようなことも。しかし、反対に考えるとそういうことですわね。よかったです。心配しまして、余計な心配やったんで。

そういうことで、わかりました。庶民的に親しまれるえい坊館になればいいなと。またそれに伴って、駅前の活性化が本当にみんなの力で、行政でなしに、住民のパワーでにぎわえばいいなというように思っている次第です。

今回、これで質問を終わらせていただきますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 次に、11番、川崎君の質問を許します。

○11番（川崎直文君） 11番、川崎直文です。

今回、一般質問、2つの質問事項ということで事前に通告しております。しっ

かり質問しますので、しっかり答弁をお願いしたいと思います。

まず最初の質問事項ですけれども、地区振興協議会の設立、運営支援の強化をということです。

今取り組んでおられる各地域の振興協議会の設立、運営、よりスピードを上げて、そしてさらにパワーアップをして取り組んでいただきたいということです。

第3次の行財政改革大綱実施計画の使用取組事項の中に、住民との協働によるまちづくりの実施項目、具体的な内容で、地区振興協議会を中心とした住民自治の推進ということで取り組みが行われております。このことについて確認をします。

まず、1問目ですけれども、今紹介しました住民自治の推進を行っていく地区振興協議会と、この協議会の目的、そしてどんなことをやるのかという役割、活動内容、そして具体的な事業、こういったものを事業をやるんだよということをここでいま一度確認したいと思います。

この役割については、後ほどの質問と関連しますので、しっかりと捉えていきたいと思います。具体的な目的、役割活動内容、これについて答弁をお願いしたいと思います。

ちなみに、このまちづくり組織というのは、平成22年3月に策定しております永平寺町の都市計画マスタープランの中にも出ております。平成22年ですから、実に7年前ですか、からもうそういう設定が行われているということです。

直近では、第2次永平寺町総合振興計画の中で町民参加の促進ということで位置づけされています。これらの計画の内容を踏まえて、目的、役割、活動内容、具体的な事業をこういうぐあいに想定しているんだよということをお話ししたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今ほど議員さんのほうから紹介いただきました永平寺町都市計画マスタープラン、これは平成22年3月に策定されました。これは当時の総合振興計画などを踏まえて、町の将来像とか土地利用、いろんな基本計画について地域ごとのまちづくり方針を定めることで町全体の都市づくりの総合的な指針という形での位置づけでまとめたものです。

また、そのときには町内7地区、小学校区ごとにまちづくり懇談会、ワークショップですね、それを開催して、皆さんが主体となって知恵を出し合い、これからのまちづくりについて検討したり、また具体的な取り組みとかアイデアを出し

合ってまとめたものであります。

また、地区の区分、7つの小学校区に分けたというのは、その当時ですけれども、地形条件とか、また市街地の情景、また日常生活のまとまり、また資源とか共通の項目がある。そういったことを配慮して、小学校区単位にしてまちづくり計画のワークショップだということが記録されております。

また、ことしですけれども、29年3月策定の第二次永平寺町総合振興計画、これは平成38年までの10年間のものですけれども、これにつきましても人口ビジョンとか、総合戦略、そういったものを踏まえた長期的な視点に立って町の将来像、まちづくりの大綱、また施策の方針、そういったもの、具体的なものを示すものであって、本町の一番大きな総合的な計画であり、指針であります。

この中で、基本項目、「新しいつながり・絆でひらく、連携と協働のまちづくり」、そして「参画と協働によるまちづくりの推進」という形で、町民参画の促進を展開するとしています。

また、具体的には、地区振興連絡協議会の設立、また支援というものを明記しているような状況です。

また、一般の行政サービスというか、町全体の中では、今現在、本町には松岡地区区長会、また永平寺地区区長会、上志比地区区長会がそれぞれありますが、それぞれの区長会の会長さん、また副会長さんにより、永平寺町全体の永平寺町区長会連合会を組織しております。そこではいろんな情報交換も含めて活動というか、会議が運営されていると聞いております。

そういった中で、今、振興会も含めた目的、役割、活動内容、後ほど具体的な活動内容と地域地域において特徴がありますので、そういったことも紹介させていただきますが、やはりそれぞれの振興会の目的なり経緯を見ますと、やはり地域の集落同士、また地域の方が連携してその地域にある課題とか、またまちづくり、またいろんな提案、そういったものをみんなで出し合い、検討する。また、それも含めて地域の活性化、また地域の産業、そういったものに対する調査研究というんか、みんなで研究して、こういったことに取り組みたい、こういったことが誘致できないか、そういったことについて、当然、地域の方で進めますが、また行政等と協働しながらそういった研究を進めていく、そういったことが目的の中に入っております。

また、各振興連絡会独自の研修会とか、独自の特色ある事業等を進めており、いずれもその地域の区長会を初め、いろんな団体の方が連携というんか、一つの

組織に入って活動、また事業を行っているという現状であります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 計画に書いてあるような内容のお答えだったんですけども、もう少し、今、各地区で小学校区単位でこういう組織をつくり上げるんだよということですから、地域の皆さんに、例えばこういう事業をやるんですよ、こういう行事をやるんですよ。例えば清掃でもいいです。そして、また子どもたちの接触する場をつくるんだよとか、地区振興協議会、こんなふうな協議会、こんなふうな行事をやる、こんなふうな事業をやるというのは、当然あるわけですね。こういう組織をつくってくださいよという。具体的にですよ。もう少し、今一生懸命設立したところもありますけれども、これから協議会はこんなふうな仕事をやってくださいよという、もうそういうイメージというんですか、具体的な協議会のその役割、事業というものをちゃんと持ってなきゃいけないんですよ。

今、一つの事例ですけども、そこの地区の地域デザイン、これから将来像を描いていく、そういうものをしっかりとみんなで作って、まず共有しようよねという、そういうまちづくり構想、それを図にあらわしたこんなふうなものをつくってほしいと。そういう、今一例ですけども、具体的な事業内容というものをしっかりとっていないとですよ。言われた地域の人たちは、うん、わかるけれども、ただ協議会をつくってください。じゃ、協議会ってどんなふうなことをやるんですかという、ここが大事なんですよ。そのところをもう少ししっかりと捉えていらっしゃると思いますから、もう一度確認したいと思います。

それから、行政サービスの一部を担う。行政が今行っているサービス、地域に対するサービス、各地区に対するサービス、これを地区の振興協議会が一翼を担うと。

例えば地区における道路の整備、町道の整備とか区道の整備というのは、ある程度自治というもとにその協議会がある程度の予算を持ってしっかりとやっていく、これが自治の機能なんです。ここではっきりうたっているんですよ。各地区の自治の一翼を担うという。

それから、例えば、これ、可能かどうかわかりませんが、その地域の排雪、除雪というものをしっかりとある程度協議会がコントロール、管理しながらやっていくという。これまさに行政サービスの一部を担うという、そういったものを目指すんですよというものを持ってなきゃいけないんですよ。ただ協議す

るんですよという、地域活性化のために。もう少し具体的な役割というか、どんなふうな事業をするんだよという、そのモデルみたいなものをしっかりと持っていていただきたいなと思います。

ちょっとこちら辺、どうお考えでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今議員さんおっしゃられる中で、地区振興連絡協議会、今、永平寺町内には4地区が立ち上がりまして活動をしております。

ただ、今の総論ですけれども、地区振興連絡協議会はこういうような活動をしなければならない、こういうような活動に対応していく、そういった明確なものは町としては示しておりません。あくまでもそれぞれの団体、協議会の自主活動というか、実質的な計画に基づいて今現在動いているものというふうに感じております。

今議員さんおっしゃられる住民自治、幅広くですけど、という言葉ですけれども、今の行革大綱の中でも2番目の項目の中で住民自治を進める。その下に地区振興連絡協議会の設立ということを目標として、平成32年を目標として全ての地区に設立をするようにしていきたいというふうな計画であります。

ですから、今、この振興会ではこういう項目、こういうような内容をしなければならないとか、こういうようなことをして欲しいとか、そういった規定といえますか、業務ではないですけれども、活動内容、取り組み内容を今現在、町が示そうとしている状況ではないというのが現状です。

なお、先ほどのマスタープランが平成22年3月にできました。その段階で向こう10年、20年の大きい計画を立てている中で、22年からおおむね5年でそういう基盤というか、組織づくり、そういったものを掲げております。たまたま22年の段階では松岡でいうと御陵地区、吉野地区の協議会が設立されてきました。また、志比北地区もされてきました。その後、24年には上志比地区が組織化されたという現状があり、その以降の設立なり、活動というのが今現在とまっているというか、進んでないのが現状であります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 現状報告をもらいましたので、それはいいんです。繰り返しますけれども、今回の第二次永平寺町総合振興計画の中にもはっきりと出てるんですよ。まちづくりに対する町民の意識を高めるとともに、町民と行政相互

の適切な役割分担と連携を図ります。役割分担という、これがどういう分担をイメージしてるのかっていう。

ここで繰り返し、ちょっと問いかけしてもだめなんで、ここの役割分担、一体どんなふうなあるべき協議会を求めているのかというのを具体的な事例をもとにぜひとも示していただきたいと思います。

組織つくるのに、こんなふうなことをやるんだよという明確な、具体的なイメージがないままに、ただつくってくださいというのは極めて取り組みが甘いんじゃないかなと思います。言われたほうもその気になりませんわ。はい。

じゃ、次に、2問目に行きます。

これも、今の質問と同じように、目指す地区振興協議会の具体的な組織、そして各地区の区長さん、それから公民館、それから各種団体、自主防災連絡協議会との位置づけというのはどのような位置づけになっているのかということを確認します。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 地区振興連絡協議会の具体的な組織はということです。まず、現状を簡単に説明させていただきます。

今ほど言いましたとおり、松岡地区の御陵地区振興連絡協議会、ここは平成元年に設立されたと聞いております。また、その協議会の構成メンバーとしては地区の区長さん、また地元の議員さん、体育振興会、公民館関係、また交通安全の代表とか、消防の分団、商工会、また農業委員さん代表、そういった方がメンバーとして会員を構成されています。

また、吉野地区振興連絡協議会におきましても、平成4年に設立されました。また、構成メンバー的には、地区の区長さん、地元議員さん、また体育振興会、老人会、小学校、PTA関係、公民館、そういった方が会員構成されています。

また、志比北振興連絡協議会、ここは平成6年7月に設立というふうに聞いております。また、地区の区長さん、地元議員さん、また農業委員さん、役場の職員、壮年会、老人会、また浄法寺山岳観光協会がございまして、その会長さん以下役員さん、またPTA関係、そういった方が構成員とされています。

いずれの会も会の事務局がその地区の公民館長が事務局を進めております。

また、上志比地区振興会、ここは平成24年3月に設立されました。ここにつきましても、地元区長さん初め、地元選出の議員さん、壮年会、女性、老人、また学校代表、体育振興会、商工会、いろんな方が構成メンバーとしてなっており

ます。

いずれにしても、それぞれの地区地区の特徴というか、地域のつながりを強める、また強化するという観点から、その地域の区長さん以下各種団体のメンバー、代表の方で構成されているというような状況であります。

また、自主防災組織も現在町内にも全地区にあり、また連合会等も組織化されています。今聞いている範囲では、自主防災連絡協議会がその振興会に直接構成員として加入しているというふうな報告は受けてないんですけども、地元の消防団の代表の方、そういった形で参画されているというふうなことは聞いております。

また、いろんな地域には各種の子ども会、壮年会、女性の会、老人会、いろんなそういう社会教育的な団体等もございます。そういった方も立場立場で参画されているというふうに報告を受けています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 今ある4つの地区振興協議会、これ、正式には地区振興連絡協議会ということです。したがって、区長さん初め、各種団体、学校関係もPTAも入っておりますし、そういったような組織がほぼ4つの既にある連絡協議会、共通してるんじゃないかなと思います。

今課長おっしゃったのは、そういう組織をまず目指していくと。これから全然設立してない、ほかの地区へもどんどん設立してくださいという呼びかけをするわけですけども、具体的な組織は今紹介していただいたこういう組織で行くんだよということよろしいですね。

それから、自主防災連絡協議会、これ、永平寺北の自主防災連絡協議会の構成する集落と志比北振興連絡協議会の構成する集落がちょっと違うんですね。こちら辺もうまく調整をとっていただきたいなと。いっていただきたいなというのは、我々がとらなきゃいけないのかもわかりませんが、そういったことも考慮しながら、連携をどうあるべきかということで取り組みしていただきたいなと思います。

3つ目の質問ですけども、これももう既に今までのまちづくりの組織の立ち上げ、これどのように取り組んできたのかという3つ目の質問ですけども、先ほどもう既に4つの地区の振興連絡協議会がありますから、その経緯もお話ししていただきました。

一つ、これまで設立するための取り組みというのを都市計画マスタープランを

スタートとしてやってきたわけですがけれども、一つ確認したいんですけれども、公民館関係、具体的に言いますと公民館主事が設立を支援するという時期もあったんじゃないかなと思います。そこら辺の、簡単で結構ですから経緯をちょっとお話ししていただきたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 公民館主事、今から3年前からですか、正式に松岡地区、また永平寺町地区、上志比地区にそれぞれ1名ずつ配置しようという計画で動きました。実際的には、去年、28年度におきましては、松岡、永平寺地区には公民館主事を常勤で置き、またことしの4月、5月になりましたけれども、上志比地区にも1名配置したところです。

公民館主事そのもの、一人では動くことはできないんですけれども、公民館長、例えば松岡地区の代表公民館長、また永平寺地区、上志比地区の代表公民館長と一緒にあって公民館主事が、公民館そのものの役割としては生涯学習の充実、拠点という位置づけ、また地域づくり、地域活動の拠点であるという、公民館2つの目的が大きくあると思いますけれども、2番目のそういった地域活動の拠点、またつながり、そういったことを支援していく活動、連携していく、そういった位置づけで公民館長、また公民館主事が連携をとって取り組んでいくようにしているところです。

ただ、今、地区振興連絡協議会、これは組織そのものもほかの事例を見てるとおり、地区集落間の代表の方、またそれ以外の代表の方、いろんな方で組織されるような組織の中で、公民館独自、単独でそれを仕掛けたり、全てがうまくいくか。そこらあたりがちょっと苦労している段階で、今、少しずつ声がけをしている状況であります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） ちょっとまだ明確にならなかったんですけれども、地区振興協議会の具体的な役割、一体どういったような組織を目指すのか。そして、これまでの経緯ということで確認しました。

第3次行財政改革大綱の実施計画の取り組みの状況に戻ります。この5月に実施状況を提出していただきました。何点か確認したいと思います。この地区振興協議会を中心とした住民自治の推進ということで、到達目標は平成32年度にこの永平寺町小学校区7つあるんですけれども、その7地区に漏れなく地区振興会

の組織化を行うと。32年度に全ての地区で組織化ができているという目標が出ております。

一つ確認ですけれども、これは言葉の定義になると思うんですけれども、この組織化というのは単純につくったというだけではないですよ。しっかりと先ほど言いました役割、いろんな役割があるんですけれども、これがしっかりと運営できているという状況が平成32年度、7地区全てに振興会ができ上がったというのがゴールではなくして、設立して求められる機能がちゃんと運用されていると。7つの地区ですね。7つの協議会、それが到達目標であるということを確認したいと思います。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今ほどの第3次の行財政改革大綱、項目では2番ですね。地区住民との協働によるまちづくり。その中で具体的な到達目標としまして、地区振興連絡協議会の組織化、7地区というふうに上げさせていただいています。

これにつきましては、今現在、4つの小学校区、公民館区が設立されて、また活動をしている中で、あと残りの3地区についても組織の設立、また運営というか、活動の取り組み、そういったものを仕掛けていくということです。

なお、これについてですが、あくまでも組織化は必要なことですが、それをもってまたいろんな活動、また目標を持って取り組んでいく。それについてはそれぞれの地域地域の特性、また考え方もありますので、これはこうですよというふうな言葉で、定規というんか、決まった項目というのは特段規定をするかしないかは、今現在、ちょっと検討はされておられません。

なお、参考事例なんですけれども、越前市のほうでは、これは市の条例でもあるんですけれども、地域自治振興事業制度というのがあります。これは条例名は地域自治基本条例というのがありまして、これも公民館、越前市は17あります。17の公民館ごとにそういった自治振興の協議会というんですか、を立ち上げて、今現在立ち上がっております。

そこの活動事例というんか、これは条例で定めている要綱というんか、中ですが、大きく言いますと基礎的な事業、これは事務局長、事務局の整備と、なおかつ、これ越前市の場合ですけど、例えば防犯灯電気料なんかの補助活動とか、また狭い道の除雪、そういったものを地域地域で対応するという。また、社会教育講座、公民館関係ですね。こういったことに対する基礎事業に対する補

助。また、協働事業、これは地域の方が連携して事業に取り組む、そういった事業。また特別事業。これは特任という形で、地域の特性を生かすソフト事業とか、そういったものをみずから立ち上げて提案していただいて、それに対して市が補助する。そういった制度を設けております。

これもそれぞれの算定方法というのは標準、均等割額があって、それ以外にプラス地域の人口とか面積、そういったものを細かく17に分けて予算化して、その地域の自治振興活動を応援しようという制度であります。総論的には、提案型、協働型、そういった形で地域の方と行政が一緒になって取り組む、応援する、そういった制度を設けています。

本町においても、これができるかどうかは別として、そういったことも含めたことも今後検討して勉強していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 今課長のお話の中で、非常にいい事例いうんですか、越前市の地域振興条例ですか。まさにこれを今つくるかどうかというお話もありましたけれども、こういった条例をつくることによって、最初からお話ししています役割とか、そこをどういう組織とか、そして行政とのかかわり、行政、どういふぐあいに支援していくのかというのは、この条例の1項目1項目にはっきりと出てくるわけですから、これは条例をつくるかどうか、そのタイミングもあるんですけれども、しっかりと中身を、一番わかりやすいものなんですよね。それをいち早くつくっていただくことによって、最初からの質問も明確になってくるのではないかなと思います。

非常にいい情報を持っておられますので、積極的にこれから取り組んでいただきたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今、済みません、今事例を紹介させていただきました。行革大綱の中で協議会の組織化ということを目指している。目標は32年までですけれども、それと同時に、例えばこういう条例化とか、いろんな制度をつくる。そこまでは今ちょっと確約ができないという悪いのですが、まず組織化というか、地域のそれぞれの団体がまとまったり、また連携する、そういった組織づくり、それにつきましては、今ほど言いましたとおり、残り3地区、4地区についても、当然、うちの教育委員会というのでなしに、町全体の中で各課

で連携しながら取り組みを進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 繰り返しますけれども、条例制定といったらタイミングあるかもわかりませんが、中身しっかりと所管部署でつくっていただく、それを見える姿をすることによって何らはっきりと協議会の役割と違って見えてきますから、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

あと、もう既に4地区できているということですが、これは何回も今課長のほうから説明がありましたので省略いたします。

28年度の取り組み実績の中で4地区あるということですが、29年度、もう1地区つくるということで、5地区になるというのは今年度、平成29年度の目標ですね、到達目標なんですけれども、さらに4地区以外にどこをターゲットにして今取り組んでいるのか。もうことし、年度も半ばですから、こういった状況になっているのかということをお知らせしていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今、もう既に4地区動いておりまして、今5地区目というか。これは公民館活動、また公民館長と連携して進めていくという中で、永平寺地区の志比南地区、ここにつきましては平成10年当時には、ちょっと正式名称はあれですが、志比南地区振興連絡協議会が設立され、またいろんな講演会とか、いろんな活動をしていただいております。

そういった土台があるわけなので、今、公民館長といろいろな話ししている中で、例えば地区の南小学校を中心とした体育祭なんかを毎年行っております。そういった中で、地域の集落間の連携というか、競い合いまでいきませんが、いかに参加していただけるか、住民が参加してもらえるか、そういったことも含めて公民館独自の取り組みも今仕掛けています。

そういったことも含めながら、できれば過去にあった、今休止というか、活動休止している志比南地区の地区振興連絡協議会、共通の課題を出し合う、またアイデアを出し合う中で活動の再開なり設立というのを今しようとしています。

また、具体的には地区の区長さんにお話しているわけではございませんけれども、公民館長を中心にちょっと話している状況であります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） わかりました。永平寺地区の志比南ということですが、松岡地区での取り組みというのはどんなふうを考えておられますか。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 松岡地区でいいますと、松岡小学校、松岡公民館、校区の地域に今そういう協議会がまだ設立されていない状況です。

今、自主防災連絡協議会の話が先ほどありましたけれども、松岡地区旧町でいきますと西と東大きく分かれて組織化され、今活動をしていると。自主防災組織と一緒にする——一緒にという言葉はあれですけれども、同じような形をとったほうがいいか、とれないかにつきうましてはまだ検討をしていかなければなりませんけれども、やはり地域のつながりとか特性、そういったものを研究しまして、また公民館長、また役場内でもいろいろ協議、検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） ちょっと切り口の違うことで確認したいと思います。

今は設立ということでお話をお伺いしましたけれども、これは先ほどの到達目標と同じなんですけれども、設立するのが目標じゃなくして、ちゃんと地区の協議会が運営されているというのがゴールなんです。これ、7つの地区協議会が設立して、そして運営の支援という、既に4つの協議会があるんですけれども、そこにあるべき協議会の役割をするためにしっかりと運営面で支援していくという、この行政の役割もあるんじゃないかなと思います。

設立という働きかけ、そして設立して運用していく、運営していくというこの働きかけ、支援していくという。むしろ、2番目のこっちのほうが非常にパワーもかかるし、しっかりと取り組んでいかないかんのではないかなと思います。

既に4つの協議会があるわけですが、そこにどのようにあるべき事業とか役割を運営していくために支援していくのかという具体的な何か計画はありますか。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） そもそも地区振興会というのは、行政がこうしなさい、あしなさいっていうことではなくて、やっぱり地区で持っている課題、区であろう、一番小さいのは各家庭、区、そして区同士の集落、そういうところで課題があり、この地区を何とかよくしていこう、そのためにどうするんだ、そういうこ

とを話し合っていて、これではあれだから行政と相談してこうしよう、みんなでこういう連携をとろうというようなものであると私は思っています。

議員さんおっしゃられるとおり、7つつくるのが全く目的ではありません。つくっても全く機能しなければ意味がないですし、ただ、区長さんたち集まってください、こうですよ、はい、会ができましたでは、意味がないと思います。

やっぱりその地区地区でその地区をどうしていきたいのか、みんなで何かしようよ。こういうところは行政と相談しないといけないし、こういうところは公民館もどんどん取り入れないといけないし、そういうところを掘り起こしていくというのがこの地区の活動であって、今何してくれるんだというんじゃなくて、地区振興会のほうでこんなことがしたいんや、こうやって、こうあるべきや。北地区はこうしたいんや。行政何とか手助けしてくれんか。公民館人手が足らんのか。公民館主事協力してもらえんか。我々としては大いにもろ手を挙げて応援していきたいと思えます。

そういうスタンスで、やっぱり行政がこうして、こうして、こうして、ああしなさい、こうしなさい、支所の分所をつくるわけではないと思えますので、その辺我々と一緒にどういう地区にしていきたいのか、地区の人たちがどうするのか、どうあってほしいのかというのをみんなで話し合っ、じゃ、こう行こう、行政はこうしていこうというような、そういう場をどんどん今後も持っていけるといかなというようなことを思っています。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） どうもそのところが自主的に何か地域が協議会をつくってくださいというんじゃなくして、振興計画、そしてマスタープランにもしっかりと行政指導でつくりますよということですから、積極的にもっと行政のほうからの働きかけ、設立する働きかけ、そしてあるべき協議会の役割、これをやるためにしっかりと支援していく。

具体的には、予算の関連も出てくるでしょうし、人的な派遣もあるわけですね。何か地域が設立してるのを横から一生懸命やりなさいよと言うんじゃなくて、ミッションとして、これは自分の仕事だよという行政しっかりとその役割を意識してもらわないかんのじゃないかなっていう、今ちょっと教育長のお話の中でそんなふうなことを感じたんですけれども、町長、どうですか、そこら辺。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、各振興会があって、みんな統一した活動じゃないですけ

ど、それぞれ各地域のことを思い活動していただいております。今、自主防災組織連絡協議会も公民館活動も活発になってきておりますし、マスタープランのお話もあります。今考えていますのは、活発になってきたからこそ、そういった方々に集まっていただいて振興会をつくっていただく。そしてもう一つは、その振興会が独自性を持って例えば道を直したり、敬老会を運営したり、いろいろなことが出てくると思います。

自主防災組織連絡協議会では独自で避難訓練もやっていただいております、そういった動きが出てきてるなというふうに思っております。

今、生涯学習課の課長のほうから先進地の事例もありました。この自治会については、いろんな事例が実はございまして、僕も少し勉強したんですけど、例えばいきなりその自治会に数百万円お渡しして、もちろん監査はしっかりしますが、そこで雇用も事務局もある程度の道路の区道とか、そういったところの整備までやっていただくという事例。その予算の範囲の中で自治会の議会みたいな感じで、例えば車を買う、ガソリン代をどうする、そういった話もあるようです。

やはり永平寺モデルというのをつくらなければいけないなと思いますし、同時に7カ所、7地区、もしくは松岡を2つに割るんでしたら8地区になりますが、同時に自治会としてスタートさせるのはなかなか至難のわざかなというのも正直思っております。

これは大きな予算も絡む話になりますので、例えば1つか2つ既存がある地区を実験と言ったらちょっと怒られるかもしれませんが、試しにこういった自治会でまずはやっていただくということも大事かなというふうに思いました。

ただ、ここで生涯学習課1つの所管ではなしに、全ての課の関係する団体、そういった方々もありますので、これは全庁的に取り組まなければいけない課題だとも思います。

いずれにしても、そこに例えば自治会に、これは財政的な話になりますが、自治会に例えば数百万円の予算がついた場合、行政はそれによってどれぐらい、財政だけではないんですが、こういった効果があるかとか、いろいろな面で少し研究しながら、そういうふうな形で進めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思うのと。

やはり先ほどから教育長と生涯学習課長が申し上げているとおり、やはりそこで中心となっていただけの人、こういった方をじゃどういうふうにして選んでいくか、そういった課題もありますので、研究機関といいますか、そういった勉強

機関、これはしないというふうな勉強機関でなくて、しっかりそれに向かって進めていくための勉強機関というのもいただいて、それがまとまり次第、同時に行けるか、一部からやっていくか、そういったことはまたご相談させていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 今、当町のマスタープラン、それから総合振興計画というところの計画、じゃどうなっているのかという話で進めていきましたけれども、ご存じのように、今政府が進めてますまち・ひと・しごと創生総合戦略、この中にも「小さな拠点」という言葉と、それから集落生活圏の維持ということなんです。これはだんだん過疎化していく。一つ一つの集落で取り組むのではなくして、永平寺町であれば89行政集落があると思いますけれども、一つ一つの集落で取り組んでいくのではなくして、集落圏という、例えば小学校区でいいます、志比北でいいますと6つの集落があるわけです。その6つの集落を一つの集落圏として、ここでしっかりと地域の課題、もっと言うたら課題をはっきりして、これから志比北地区、小学校区のこの集落圏をどのようにあるべき地域に持っていくのか、地域デザインをやりましょう、そしてそれを進めていく組織をつくりましょう。そして、その中で生活できる仕組みをつくりましょう。そして、地域で暮らしていける生活サービスの維持確保、これ今言いました。さらには、地域における仕事、収入の確保を図るという。こういったようなことで取り組んでいこうという具体的なプロセスが提示されています。

申し上げたいのは、ここで言う生活集落圏というのは、イコール今までお話ししていたような振興連絡協議会という一つの取り組みになるんじゃないかなと思います。

申し上げたかったのは、こういうことをどんどんやっけていかなきゃいけないということですから、今回の実施計画にありますように、平成32年度までというのではなくして、もう切実な話になっていますから、もっと前倒ししてしっかりとパワーアップして取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

何か見解があればひとつお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 本当に進めていく必要があると思うんですが、これ、やっぱり僕一つこだわりがあるのは、これ全て行政主導なのかということですね。だから、我々はいつでも話し合いの土俵に乗りますし、地区の方で盛り上がって

いけば、もうそれが町の行政につながることでありますし、町民の豊かさにもつながることだと思います。

それで、どんどんその地区で、北地区で、例えば先ほども申し上げましたように、学校問題どうするんだというときには、我々も一緒になって考えるべきですし、振興会会長さんですので音頭をとっていただければ我々も喜んで連携を深めながら、将来に向けて考えていける機会になるなということを思っていますので。

やっぱり町長さんもお考えだと思うんですが、町民の手によるというか、やっぱり行政がこうしてできあがるというんでなくて、やっぱり町民のほうから沸き上がってきて、みんなでやろうよ、そこに行政が手を携えていくという姿がこれからのまちづくりじゃないかなということを強く思っていますので、今ある4つの集落も物すごく活発に活動していますし、我々も本当にすばらしいと思っていますので、それにさらに、いや、こんな問題があるけどどうやこうやって、どんどんどんどんそれが発展して行って、そして北地区がますますいい地区になるということを我々も強く願っていますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、いろいろ勉強、研究していくとお話しさせていただきました。今教育長言うように、やっぱりみんなで盛り上げて行ってほしいというのがありますが、そのきっかけといいますか、道筋をつけるのは行政だと思います。行政からこういうふうないろいろな提案をさせていただきます、どこまでできる、それは振興会の仕事じゃなくて、それはうちではできないという話になるかもしれませんし、じゃ、こことこの部分は振興会でやってみようとか、そういう提案もさせていただきますながら、地元の皆さんとまた行政と一緒にあって相互理解の中、この自治会ができ上がっていくことが大事かなと思いますので、ぜひお力添え、よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時27分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

11番、川崎君。

○11番（川崎直文君） それでは、次の質問に移ります。

地域の大雨対策を急ぐというテーマです。

これは、これまで、昨日も一般質問の中で取り上げておられます。台風5号による大雨、そして嶺北地方の大雨に町内で被害が発生しております。昨日の質問では、防災の情報の伝達、災害対策としての避難所の見直し、災害弱者の対応とかいうことで、同僚議員の皆さんが取り上げておられます。

私は、ここで局所的な大雨対策のハード面の対策はどうあるべきかということをつまえてお話を進めていきたいと思えます。

その前に、既に昨日、災害、被害の状況を全協の場で提出していただきました。各地係があつて、具体的な被害状況出ております。これをまとめて町内でどのような災害が何件発生したのかということ報告をお願いしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

まとめて、発生件数は何件で、町内全体をつまえてということなんです。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） それでは、昨日提出した資料に基づきまして、建設課所管のほうの被害についてご説明いたします。

被害件数は46件ございます。地区ごとに分けますと、松岡地区で14件、永平寺地区28件、上志比地区が4件の被害が発生しております。種別ごとに申しますと、河川及び側溝等からの越水ですけれども、小規模なものも含めまして36件、うち、床上浸水1件、床下浸水が3件ございました。

また、道路、側溝等、宅地、農地への土砂流出ですけれども、こちらが13件。あと、宅地ののり面崩壊が1件、それと道路兼用護岸の崩壊が1件ございました。

建設課所管では以上です。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課所管の被害報告をさせていただきます。

農林環境、やはり農道、用排水路ののり面崩壊、それから圃場冠水や土砂流入等がありまして、件数にまとめますと農関係で24件、林関係で5件でございます。

松岡地区でいいますと3件、これ農関係です。それから、永平寺地区が20件、林関係が3本、農関係が17本。上志比地区は、林関係が2本、それから農関係が7件ということになってございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 昨日の個別の災害状況の表、そして今お伺いしました発生

件数、この数を捉えてみても、今回、やはり短期間で降った大雨、何か40ミリとか50ミリというような大雨だったと思います。

河川、それから用水路ですね。これ、農地関係になりますと水を取る用水、それから排水路と、いずれにしても水路からの越水、水があふれてしまったということですね。

もっと具体的に言いますと、各地区を流れる谷川、そして各道路に面した側溝、それから先ほど言いました農地の用排水路、ここの部分での越水いうんですか、それが圧倒的に多かったということですね。

これを捉えて各課はどんなふうな災害の状況であったのか、またこれからどう対応すべきなのか。応急処置はいいですよ。抜本的な対策ですね。どうあるべきかということ、どういう見解かをお聞かせください。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 気象関係で申しますと、近年は局地的短時間の豪雨と申しますか、がふえてきておりまして、これまで被害が起きなかったような場所でも浸水等の被害が見られるようになってきております。

そこで、対処と申しますか、に入りますけれども、町ではこれまでも河川のそのものの流下能力を上げるために、平成24年度から水害に強いまちづくり事業としまして、人的被害につながる箇所を中心に河川改修を行ってきております。現在までに高橋川、南熊谷川、市ノ谷川、小谷川、野中川、勝尾谷川、花谷川、吉波川というふうに改修を行ってきております。

あと、そのほかにも河川の流下断面を上げる対策といたしましてしゅんせつを行ってきておりまして、昨年度は市野々川と河内川、今年度も市野々川引き続きと、光明寺川、吉峰川というところで浚渫を予定いたしております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 農林課のほうでございますが、やはり農林課となりますと農道とか林道、これはのり面、路肩ですね。圃場のあぜののり面、これほとんど土砂で形成されておりまして、このような集中豪雨が発生した場合には、正直どこが崩れるかわからないような状態でございますので、これは災害が、今回の場合は小規模でございましたが、農関係は。発生した場合には、やはり人命並びにライフラインの確保に迅速な対応が必要じゃないかなというふうに考えております。

ただ、今回の林道関係が非常に大きな災害を受けておりますので、正直、これは降っている間は林道に入れないような状態で、もしパトロールに行ったときに二次災害に遭うおそれもありますので、これは終わってからということになりますので。

正直まだちょっと確認されていないところ、また地区から連絡が入っているところもございますので、また正式に決まりましたらご連絡します。

それともう1点ですが、先ほど言いました上志比の農関係の被災箇所は7カ所じゃなくて4カ所でした。済みません。訂正お願いいたします。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 今、建設課長から言われました、川でも中小河川というんですか、九頭竜川以外のところの中小河川。さらには、本当の集落にある小さな谷川が越水してしまうという。そして、水路も水があふれてしまう。基本的には、短期間に降る大雨、降雨量に対して谷川の容量というんですか、大きさ、そういったものが足りないんじゃないか。側溝であればその大きさがもう想定した、設計したときにはある程度の降雨量でやっていると思うんですけども、もうそれが気候がどんどん変わってきて、もうすごい短期間に降る、それに耐えない容量になっているんじゃないか。ここら辺の見直しをしっかりとやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

それも集落ごとにきめ細かな、越水する箇所はこうだよ、そして小さな小流域という言葉があるんですけども、そこで土砂崩れが起きて道路に流れ込んでしまう。

ここに、これ、随分以前に町のほうから発行されたものなんですけれども、土砂災害ハザードマップというのは全町の図があるんですけども、これ、写真に撮って、これは実は私のところの吉波と岩野、これくらいの大きさと土砂崩れの箇所、危険箇所、何かイエローゾーンとレッドゾーンと違ってあるんですけども、これ、具体的にはこのようなマップに、今回災害が発生した、被害が発生したところを埋め込んで、じゃ、ここをどういうぐあいに対応していくのかと。これ、非常にお金もかかることなんですけれども、そこら辺を含めてしっかりとまず、言葉適当につくっちゃいかんんですけども、地域における土砂ハザードマップ、例えば越水ハザードマップと違っていう、きめ細かな局所的な災害の発生をここへ埋め込んでいく。そして、それを優先順位を見ながら計画的に取り組ん

でいくという、抜本的な容量アップというんですか、容量をふやすというような取り組みが必要になるんじゃないかなと思います。

例えばハザードマップでいえば全町という捉え方から地域、そして各集落ごとにしっかりと情報をつかんでいくという取り組みに変えていかなきゃいけないんじゃないかなという思いがあるんですけれども、この点はどうでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） ちょっとまず整理いたしますと、降雨に対して安全な水路等の断面ということで申しますと、先ほどのように順次、河川整備は進めてきておるところですけれども、まずその設定をするに当たりまして、では何年確率が一体正解なのかというところが非常にまずハードルがあります。例えば30年確率で整備されている川に流すところ、流す流域に50年確率で整備をしたとしても、下流であふれるというようなことがございます。

そのように考えますと、流域全体を見渡して、例えば九頭竜川は150年確率と聞いておりますので、めったなことないかと思いますが、例えば松岡でいいますと荒川流域に、旧松岡町内の溝を全て流したとしますと、まず荒川へ流入するまでに冠水が生じる可能性非常に高いといえますか、そういうことがございまして、なかなか降った水を全て流下させると、水路そのものの大きさでもって流下させるということはかなりハードルが高いなということは私思っております。

もう一つ、土砂災害に関しましてですけれども、先ほどお持ちになっておられたハザードマップ、あちらは集落ごとでつくっておったかと思えます。

砂防の対策をするに当たりまして、そのイエローゾーンなりレッドゾーンに入っているということは最低条件になるわけですけれども、実際に砂防の事業をするに当たりまして、その範囲内の土地を砂防指定地とか、知事の指定地になる必要がございます。

それに当たりましては、指定されたことによりまして個人の敷地に制限がかかるという一面も持っております、その辺踏まえまして、地権者の方々との協議により承諾書が必要となりますけれども、そういうことを含めまして砂防事業の申請をしていきたいと、総意が整った上で申請をしていきたいと思っております。

また、洪水ハザードマップなどは九頭竜川と荒川想定ということで、全町域一括でつくられておりますので、それにつきましてはそれ以外の中小河川を踏まえたハザードマップをつくれるかどうかというところにつきましては、今後、実は30年度に県が洪水ハザードマップ修正する予定であると聞いておりますので、

それを受けまして町も31年度以降に修正する必要があると思っておりますけれども、その際に考慮させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 実際、防災工事やろう思うといろんな制限があるかもわかりませんが、今ここで提案させてもらいましたのは、局所的な、わかりやすく言いますと各地区ごとにしっかりと今回の災害、また起こるであろうデータをしっかりと埋め込んで、まずそこから始めて、そしてあといろんな最優先テーマになろうと思うんです。実際、この防災工事をやりますと。そこら辺もしっかりと見きわめしながら取り組んでいかなあかんのじゃないかなと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回の災害でのり面とかそういったものの対策は大切だと思っております。ただ、側溝、今回水が出た。集落の中で出た。そこを、じゃ、水が出たんで深くしましよ、ちょっと広くしましよとした場合、川下のほうであふれるんです。それがずっと行くと、今度は福井市のほうであふれる。川の工事は川下からというのはそういったことからの中で、一部だけを対応しても違うところがあふれるという現象が起きます。そういったことも踏まえて、いろいろ対策をしていかなければいけないというふうに思っていますし。

もう一つは、やはり日ごろからの側溝の掃除、こういったことも実は今回、災害があった中でどうしたらきれいにできるかなって、建設課ちょっと話ししてる時に、側溝を持ち上げるこういった機材、機械があるんです。そういったのを各集落の皆さんにお渡しして、清掃の日に側溝をちょっときれいにしてもらおうとか、そういったことも大切だなという話をしていました。

今回の8月の終わりの雨の中で、本当にどうしたらいいかという課題もたくさん出てきてますし、対策をしておけば被害を少しでも抑えることができるというのもしっかりと検証して進めていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 今おっしゃるとおりで、ほかのところの集中豪雨対策、軽減対策というところを見てみますと、ピンポイントで行う対策と、それから周辺を含む規模の大きな対策、これ並行してやっていかないかということ、非常にお金のかかることですから、被害の状況、発生頻度が大きいとか、被害ポテンシャルの高い地区から重点的にやっていくとかっていう、これは実際、都市中心

にもっと深刻な内水氾濫というんですか、下水から逆流するとかっていう、そういう事例もありますんで、ぜひともそこら辺、局所的な何か取り組みをやっていただきたいなということ。

それから、今町長言われましたように、ハード面の対策、これは採用可能なハード整備というところから入ると思います。もう一つ大事なのは、そのソフト対策、この組み合わせで効果的な防災対策。ソフト面でいいますと、例えば土のを積む。これ、一番オーソドックスなやり方ですけども、例えば止水板を設置するとか、その場所によって流出をとめるとか、そこで何とかプールしようとか、そういったようなソフト面の対策も合わせてやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

一番怖いのは、もう大雨が降ると側溝から水があふれて道路が冠水するんですけども、その地区はもうそれなれっこになってしまっていて、ああ、また起きたっという事で、長靴をはいて平気でそこら辺歩くとかっていう、これが大災害につながるんじゃないかなと思います。

それから、側溝の清掃というのは、もうこれ、地元、一緒に一生懸命やっていかないかんというソフト面の対策になると思いますので、ハードのほうの局所的な見方、まずはハザードマップ、局所的なハザードマップ、どんなふうな危険があるのか、それに対して緊急度の高いものから計画的にやっていく、抜本的な対策をやる。あわせて、ソフト面の対策も強化していくということで取り組んでいただきたいなと思います。

これで私の質問終わります。

○議長（齋藤則男君） 次に、9番、金元君の質問を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

今回、私は、1つ目には要保護・準要保護世帯への就学援助、このことと言えますと、就学援助の入学準備金は4月までに支給すべきだという提案であります。2つ目は、子育ては町が責任を持ちますの安心感ということを質問の趣旨の根幹ですが、行革として幼稚園の民営化を検討とあるが、これの見直し、断念というか放棄ですね、これは行わないのかということをお聞きしたい。

3つ目は、介護保険の変更と町の課題。介護保険と書いてあるのは、これ、ことしの5月に関連法案含めて30ぐらいの法案が一気にまともな論議せずに、森友問題をちょっと取り上げた制度があったもんですから、それを個別に強固採決

された。その方向性が非常にひどいということも含めて、今回、質問を準備しました。

まず、1つ目の質問であります。

要保護・準要保護世帯への就学援助の問題ですが、入学準備金の支給は入学までにすべき。8月というのではちょっと問題ではないかと。特にこの問題では国の財政措置の拡充（文科省3月31日通知）で、県内の多くの自治体でも支給時期の見直しを行う方向が見られるということです。

そういうところで、まず聞きたいのは、本町の要保護・準要保護の就学援助を受けている状況どうなっているのか。小中で何名なのか。また、どこかで分かれるところがあれば示していただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 29年度の要保護・準要保護の状況でございますが、29年度要保護児童生徒はおりません。準要保護児童、いわゆる小学校には31名、準要保護生徒、中学生ですけれど24名、合計55名となっております。

このうち、小学校1年生ですね。新1年生、今年度ですけど、が7名、中学校1年生が5名おられます。という状態です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） そこでちょっとお聞きしたいのは、本町では、いわゆる入学準備金の支給はいつ行っているのか、また、この子どもたち7名とか5名とか、入学時期に支払う準備金をいつ支払ったのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 入学準備金、いわゆるこちらのほうでは新入学児童の学用品費というのが小学校1年生と中学校1年生を対象に支払われます。これにつきましては、1学期終了時につきまして、そのほかの費用、ほかの学年ですと学用品費等がございますので、それと一緒に支払いしているという状況でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今聞いてみますと、現実的にはかなり後になる。8月近くになるんでないかって思うんですが、実際、それでいいのか。入学準備金ですから、それをどうしていこうと思われているのか。そのことをお聞きしたいのと。

あと、要保護が一人もいないということですが、ほかの町なんかでは、いわゆる生活保護世帯の基準に合わせ、それに係数をかけていろいろ基準を定めている

ところがあるようですね。本町の場合はどれくらいありますかね。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 今の入学準備金的なものは、先ほど申し上げたように1学期末でございますが、實際上、学校で学級で集める保護者さんから集金する部分、補助教材費等、これがありまして、これについて今、いわゆる滞っている方についてはございません。という意味合いで、今、各学期末に支払いするわけですが、現段階のところは滞っている方はおられないという状況です。

もう一つの要保護と準要保護でございますが、要保護につきましては国の制度でございます。これに倣って、準要保護、これは各市町が独自に決めているものでございますが、要保護の基準に準じて準要保護を決めている。そういう意味合いで、いわゆる計数的なものはこちらのほうの内規として持っております。

さらに、県内の導入状況でございますが、各市町さんのほうにお尋ねしましたところ、3市町さんのほうが今年度、いわゆる来年度の入学準備金の支給とするというふうに聞いております。そのほかの3市町さんは支給方向で検討中と。うちを除きます残りの10市町さんですけれど、ここにつきましては未支給、もしくは検討中というふうになっております。

うちの町につきましても、年度内の支給ということで検討をさせていただきました。今述べました状況、いわゆる滞っている方についてはおられないという状況と、要保護、準要保護に認定される条件が翌年度にならないと確定できないものがございます。これは、いわゆる前年度の所得に関して確定するという状態です。今年度につきましては28年の所得に対して要件でオーケーよというふうになるということが6月の時点でしかわからないわけなんです。なので、来年度、多分補助対象になるだろうというのが、今現段階は28年の所得でしかわからない。なので、30年度になったとき、29年の所得が果たしてそれに該当しているのか、あるいは該当していないのかというふうなことが予測でしかわからない。言いかえますと、該当するだろうと思いながら支給したところ、結果的には該当要件にならない。逆に、該当しないと思っていたものが、翌年度、実は該当する方になったということが生じる関係がございまして、さらに3月にいわゆる転入転出という方がおられます。こういうこともありまして、実態といたしますか、正確につかめないという状態がございまして、永平寺町のほうではこの年度内に翌年の新入学の学用品費等の支給は見送らせていただくというふうな方針でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） たしかに翌年度の所得に応じてというんですが、現実的には、例えば片親世帯、いわゆる母子家庭、父子家庭、今日のように非正規が多い、そういう中で、複数の子どもをそういう片親世帯で育ててる。でも、普通の公務員以外の普通の今の働く人たちでしたら、4人目の子どもぐらいからはそういう適用を受ける可能性があると言われてます。

そこらはそれなりに調査しなきゃいけないし、一定の意向調査も含めて、ほかの自治体ではやっぱり進めたいというのは、入学までにはやっぱり入学準備金ですから支払うようにしたいということで、福井県は随分おくられていると。全国的には進んでいるということがあるので、それをどうするかということで、いや、それはつかみが難しいからなかなか進められんのかなということ、それはちょっと当たらんのではないかな。

特に中学生については、もう小学校の時代から学校にいるんですね。それに小学校の入学にしたって、所得のつかみというのは、その保育料、保育所に通っている、保育園、うちは幼稚園と幼稚園ですが、に通っていれば所得なんかもつかめてるはずですよ。

嫌みを言えばですよ。税金のほうでは、いわゆる債権処理対策とかということで、個人の情報が一定、全部集中できるようになっているのに、そういう支給する側とか、サービスを提供するときになったら、いや、それなかなかつかめんのやっていうのは当たらんと思うんやね。そこは一点見越して、きちっと支援することをやっていかないと、この制度のやっぱり根幹にかかわってくるんでないかと率直に思うので、その辺いかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 今の所得に関してでございますが、この要保護・準要保護につきましては申請制でございます。それに伴って、その申請の用紙に今の所得ですと所得証明書をつけてくださいというふうな申請制になるわけなんです。

なものですから、先ほど言いました前年度の所得に応じて該当する場合と該当しない場合があると。もちろん、こちらのほうで前年度つかもうと思えば税務課のほうとかでつかめるわけではございますが、これについては同じ役場内であっても、それについてはやっぱり申請制という形をとっておりますので、なかなか困難。個人情報のごともございますので、困難というところと。先ほどの該当す

る、該当しないというところで、公平性に欠く。わかっている人については出せるんだけど、わかっていない人には出せないねとか、逆に該当すると思ったけれど、結果的には該当しない。済みませんがお支払いしたやつをお返しくささいという状態が生じるというところもございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） ただいまの所得の状況につきましては、そういうような所得の情報につきましては、給与所得者については1月末ごろまでに税務課のほうに情報は入ります。ただし、税務情報をそういうことに提供することはできませんので、ご本人さんからの提供を待つ以外方法はないかと思えます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） もう一回言います。入学準備金ですよ。それが入学時に間に合わないっていう制度はどこかおかしいと思いませんか？ 率直に。だから、それを改善しようと言っているんや、今。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 入学準備金ですから、これは先ほど言いました小学校1年生、中学校1年生、いわゆるそのときに必要な、1年生に必要な、例えばランドセルであったり、校内で使う体操着であったり、ズックであったりというふうな学校指定のものに利用されるものだというふうにご理解しております。のために、いわゆる小学校1年生、中学校1年生についてはお支払いするというふうな補助要件の金額の中にその部分がかかっているというところで、議員仰せのとおり、確かに入学準備金ですので、事前になんとかおかしいねというふうなお気持ちはわかるんですが、先ほど言いました、それをつかむというところが今の現段階ですと公平性に欠けてしまう、あるいは誤って、誤ってといいますか、要件ではない方にお支払いしたり、逆に要件に合致するのにもかかわらずお支払いしないという状態が生じますので、この辺をご理解いただきたいなと思えます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 坂井市で聞いてみますと、小学生も含めて入学までに支給できるようにしたいと。中学生の場合はつかめているので、そういう方向で進めたいということをおっしゃっています。

これ、何でそんなこと言うかということ、ほかのところでは、福井県以外のところではかなりのところでそういう準備金は入学までに渡しているところも今まで

あったんですね。それを国が追認するという形で進めてきている点もあるからお
くれているので、僕はそういう精神にぜひ学んでほしいと思うんですね。

この就学援助制度というのは、憲法の第26条に「すべて国民は、法律の定め
るところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあ
るわけですね。さらに教育基本法の第4条第1項には「すべて国民は、ひとしく、
その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」とし、同第3項
では「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって
修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」、措置制度です
ね、ある意味。

そして、学校教育法の19条のやつはもうちょっと生々しくて、「経済的理由
によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市
町村は、必要な援助を与えなければならない」とあるんですね。だから、行わ
れているんです。

だから、いわゆるこれから見ても就学援助制度は義務教育段階における機会均
等を実現するための重要な制度、それを大変な人に、借金して子ども学校へやれ
っていうやり方ではないと思うんですね。

わかりやすく言うと、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され
ることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備す
るとともに、教育の機会確保を図るために子どもの貧困対策を行うことを目的と
して実施するもの。それに、もう内閣改造行われましたけれども、当時の高市大
臣は、準要保護の児童生徒に対する就学援助については、一般財源化された従来
の国庫補助分を含めた地方分担の金額について地方財政措置を講じていると。だ
から、これに基づいて3月31日付で、いわゆる入学前の子どもたちにちゃんと
支援もできるということを国が方向性を変えたわけです。やっぱりこれに应运
えようにしてもらわんとあかんのじゃないですか。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 議員仰せの学校教育法第19条につきましては、就
学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うというふう
にうたわれています。これにつきましては、いわゆる各自治体がされております準
要保護という部分でございまして、一応対応させていただいております。

これにつきましては、今の新入学生徒のところもあるんですが、永平寺
町独自としましては、中学生の海外派遣事業、親御さんの負担といたしますか、保

護者の負担がございますので、これについてもその補助金といいますか、就学援助の中に含めようというふうな形で、独自に就学援助金自体を対応させていただいている部分がございます。

あと、實際上、これは直接の就学援助ではございませんが、御存じのとおり、永平寺町につきましては給食の無償化を行いまして、いわゆる学用品——学用品ではございませんね、学習に必要な保護者負担をそういう部分では減らし、お子さんのところにさらに別個にお金がかかけられるようなというふうな制度をとっておりますので、この点についても永平寺町として手厚く対応させていただいているというふうに理解しております。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） いや、町独自の手厚い対策については別に否定するわけではありません。ただ、海外派遣の事業については、私はいろいろ意見はあります。

そのことは別において。僕はこの制度はやっぱりきちっとしていく。これまでいろいろ聞いていると、学校教育法の19条でいうと、「困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は」というところの判断を、以前は校長がしてたんですね、学校の。そういう意味では、この家庭大変だろうというので、ほとんど制度を知らない親の多い中で、そういうのをあるよ。しかし、プライドの問題もあってなかなかそれが浸透していないというのを以前言われたこともあります。

でも、よく考えると、これ、子どもの教育を受ける権利なんですね。きょうび、皆さんご存じのように、非正規で働いている人たちの、いわゆるワーキングプアというのは、もう働く人の4分の1、年収200万以下ですよ。民間のアパート借りてて、ほんで子どもを育てていたら、もう生活費そのものが出てこない。それが見えているのに。

例えば税務課の歳計管理は町内ではできるといいうんですけど、それを債権管理、集める側だけに使うっていうのは、それは僕は行政の片手落ち、使うことができないというのは条例にそれを含めりゃいいんです。たしか条例にも、行政が必要とあればそれはできるといいう項目があったんじゃないですか。そこは幾らなんでも入学までにやっぱり支給していく方向性を示してほしいと思うんですが、それは教育長、町長、最終的にちゃんと答弁していただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 今おっしゃられるように、生活困窮者に対して学用品等の

援助をするということはもうやぶさかではないですし、困っている人を本当に全面的に支援していく必要があると思います。

ただ、その支払う時期について、もう支払わないと言ってるわけではないので、支払う時期について、確定するのができないのもう少し待ってくださいよ。その時期の問題だけのことで。

今、我々教育委員会としては、該当しそうな子どもたちの毎月の集金の状況とか、その家庭での状況とかを観察した段階で、現在のところ、前にも議員さんから質問出されて検討させてもらったんです。うちでも。その中で、じゃ、そういう様子を見て、そういう家庭がどうしても大変だということであれば、また考え直す。今のところ、そういう家庭とか、子どもたちの様子を見ていても支障がないので、やっぱりそういう曖昧な形で出すっていうのはできないので、しっかりとした根拠に基づいて出していきたいと思いますということで確認をさせていただいて、今実施しているわけです。その辺ご理解お願いしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 最後に町長に聞きますけど、それでいいと思いますか。制度の趣旨から言って。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に金元議員のおっしゃることはよくわかります。ただ、公平性、そして確定した段階で、そういった入学の準備金に対して補助をさせていただくという、そういった意味合いでこの制度をこのまま行ったほうがいいのかというふうに思っております。

裏返しますと、例えば早い段階で入学準備金を支給して、もし所得が上がった場合は返還を求めるといふ、そういったことにもなりますので、確定した段階でしっかりと応援していく、そういったことも一つの支援になるのかなというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） ちょっと一言。それは最初にうたっておけばいいんじゃないですか。もし所得が多くなれば返還してもらおう。ただ、趣旨から言うと、全国でもそういう方法で。だって、これまで中学校ではできていたのにやっていなかったという現実には福井県内であんまりやっているところなかったというのは現実ありますけれども、高市大臣が準要保護のそれについて小学入学前の子どもたちにも親にもちゃんと支給が可能だよということを通知でしたっていうのは、これ、

国会答弁した後に全国の自治体に通知したっていうのは非常に大事な意味があるんですね。だから、そこはもう一步踏み出さんとあかんとこころに来てと思うんです。

だから、僕は、それは坂井市やほかのところも含めてですけど、やっぱり子育てに力を入れてる、教育に力を入れるんだって言うてる本町ですから、次の質問にも関係ありますけど、ちょっと直れてないかなと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど申し上げました、おっしゃることは本当によくわかります。

前回、金元議員から教育委員会のほうに提案していただいて、私もそのとき前向きに考えるって答弁させていただいたのも今覚えています。その中で、教育委員会が今の永平寺町の現状であったり、そういったのを調べて、このままのほうがいいだろうということになったと思います。

ただ、今はそういった集金をみんな払っていますが、これから先どういった状況になるかもわかりません。そういったことはしっかりと教育の現場を見ながら、また対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時25分 休憩）

（午後 3時40分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

19番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、要保護、準要保護、就学援助の話の話をしています。

町長もよくわかると言いながらやらないというのはちょっと不思議やなと思いつつながら、それでは乗りおくれるのではないかとということだけ忠告しておきます。

この問題のもう一つの質問として、本町で始まっている教育ローンの利子補給について、利用状況と普及の現状。また、普及の方法と内容。要綱は保護者にどういうふうに周知されているのか。

対象者は大学生だけなのか、また高校生も含めてなのか。よい制度ですからもっとアピールする必要があるのではないかとということも含めて、提案、質問した

いと思います。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 教育支援事業につきましては、27年度に各金融機関と調整を行いまして、28年度から対象者への給付を行っております。実績としまして、平成28年度につきましては10世帯に対し21万4,000円、平成29年度については15世帯に対し36万7,000円の給付を行っております。

事業内容につきましては、毎年教育ローンの需要が高まる時期に町の広報紙2月号でご案内を差し上げております。

また、町のホームページに要綱、申請書をダウンロードできるようにさせていただきまして利用者に案内をさせていただいております。

また、町が定める取扱金融機関、具体的には福井銀行、福井信用金庫、福邦銀行、JA吉田郡、越前信用金庫、北陸銀行、労働金庫の窓口で事業要綱や申請書を配布しまして、金融機関の担当窓口のご案内もお願いしております。以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 僕はやっぱり、よい制度ですからもっと周知のほうを考えると利用もふえるのではないかと思います。特にこれ、支給ですからなかなかない制度でもありますから。僕は大事に育てる必要があるのではないかと思います。単に、広報、町のホームページ、金融機関の窓口だけでなく、何か方法はないか。

ただ、本町の場合、高校がないんやね。だからそういうところは、何か知らせる方法を考えて、もっと普通に皆さんが利用していただけるといいのではないか。

もう一つは、高校といっても、県外の高校へ行かれる人たちもいらっしゃる可能性はあるんですね。スポーツ特待みたいな形で。そういう人たちにも利用できるようにすれば、もっと幅広い中学卒業する生徒らへの選択肢が広がる可能性もあると思うので、そこら辺どう考えているのかお願いします。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 支援支給付金制度の要綱ですが、永平寺町に住所を有する方という要綱がありますので、そのほかにも町税の滞納がない方、町が定める金融機関で教育資金の融資を受けている方などの条件がございまして、今仰せの他府県という場合は、保護者が住所の異動をしていなければ対象になります。先ほども申しましたが、これは教育ローンでございまして、高校なり大学に行かれるときに教育ローンを組まれる方が多いのかなと思いますので、周知の

方法につきましては、本町には高校がございませんので、考えられるとすると中学3年生の保護者に対して、こういう制度があるよという周知をするのが一番かなと思いますので、検討して周知したいと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 一つだけ条件でくぎを刺したいと思いますが、税金の滞納とか経済的なこととか、保護者の非正規が多い状況の中では、収入がどう激変するかどうかわからないときがあるんですね。こういうときに税金の滞納を理由に、子どもにいろんな恩恵が行くというのは、行き過ぎというのが国のいろんな制度で言われていて、例えば町によっては何とか支給金、生活保護さえ差し押さえして金を取るということがあって、それは行き過ぎやということを言っていました。以前からそういうことがあるというのは知っていますが、やはりどこかで変えていかないと、国保でも子どもへの資格証明書、短期証明書の発行とかはある意味、制裁につながるということで、権利ははっきり保障しなければいけないというのが国の方針だと思うんです。

だからそ、この制限はきちっと外していく必要があるんじゃないかと思うんです。

質問の趣旨は、税金の滞納をしているから、子どものサービスを受けられないというのは、それは行き過ぎではないか。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） これにつきましては、銀行で教育ローンを組んだ方ですので、当然、銀行は資格審査をされていると思いますので、実際そこに町税の滞納をされている方というのは、銀行のほうでそういう要件があるかわかりませんが、当然、返済していただける能力がある判断の元に教育ローンを組むわけですから、実際に滞納という方はおられないと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 僕が言いたいのは、子ども、児童、幼児への親の責任におけるいろんな町のサービス制限は、子どもには及ぼしてはならんということです。

学校教育の問題だけでなしに、きちっと考えてほしいということだけ言っておきます。もし答弁があれば。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この事業を行う前提で、最初は奨学金をこの町でできないかということで、いろいろ試算をした中、膨大なお金がかかるということで、じゃ

何か子育て支援ができないかという中でこの事業が生まれました。金融機関からの利子補給という形になりますので、どちらかという、子どもさんより親御さんに対する利子補給という意味合いになっているのかと思います。ただ、金元議員がおっしゃるとおりこの事業は金融機関が認めないと出せないということになっておりますが、子どもたちにとっては滞納とかは関係ないですし、教育の均衡の中ではしっかり踏まえて進めていかないといけないと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） それでは、2つ目の質問に入っていきます。

子育ては町が責任を持ちますの安心感、というのを僕は質問したかったのが2つ目ですが。行政改革として、幼稚園の民営化を検討するとあるわけですが、これは町長の公約なのか。これの見直し、放棄は行わないのか。

この点は、さきの議会で早く民営化を進めろと聞こえる質問もあったことから、町にしっかりと聞きたいと思うんです。その辺、まず導入で町長は。町長の公約なんですか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 民営化を検討するのではなしに、民営化も含めて検討するというので、一度、今、永平寺町のこの子育て、幼稚園の現状とそういったのを一度、新しいサービスがあったり、新しい需要がある中で、一度トータル的にしっかりとテーブルの上ののせて、いろいろな角度から研究していかなければいけないなということです。

それと、今、幼稚園の改修を、これ行わせていただいています。これにつきましては、数十年改修をしていなかった。一度しっかりと子どもたちの安全・安心を守るために調査をさせていただきまして、ご案内しましたとおり、A B C Dランクに分けて、今順次、そういった修繕を数年計画をもって進めさせていただいております。

ただ、それは今いる子どもたちに何かがあったら大変なことになりますので、ハード的なところを計画的にやらせていただいておりますが、今、永平寺町のこの幼稚園の環境の中で、先ほどもちょっとお話ししましたか、実は松岡の園の数というのは私が幼稚園、昔、保育所通ったときから、実はなかよし幼稚園はなかったですが、吉野幼稚園、中央幼稚園がありました。ほとんど部屋の数、規模は変わってませんが、子どもたちが少なくなっているのにまだ今でもぎゅうぎゅうな状態です。

今、ゼロ歳からお預かりしていますが、たしか合併してからこのゼロ歳を預かるようになって。僕も議員やった……、ちょっと前ですか。当時は3人とか、何かそういった預ける人が少なかったような、僕はそう記憶していますが、今はもう数十人、やはり働いているお母さん、8週から働かなければいけないという状況の中で、やはりそういった面も行政がサポートしていかなければいけない。新たないろいろなサービスが生まれてきておりますし、その仕事も8時から5時までではなしに、やっぱり夜間の仕事になるとき、いろいろなそういった子育ての環境の中で、いろいろな状況が生まれてきていると思います。

もう一つ、この運営面を見ましても、今、保母さん、保育士さん、そして正職さん、非常勤の職員さん、半々ぐらいの割合でずっといってますし、もう一つ、今、保育士さんのなり手が本当に少なくなっている。東京のほうで「待機児童をなくそう」って叫ばれますと、地方からどんどん東京のほうへ保育士さんが行ってしまっているのかなという現状もあると思います。

そういったいろいろな角度で一度テーブルの上ののせまして、この永平寺町の幼稚園の運営とかあり方とか、そういったものをしっかりと検証して方向性を出していくというのが今回のこの行革の大綱の趣旨です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 公約はどうかは触れられなかったですけども。

いや、本町の子育ての支援については、子育てに力を入れている町として県内でも知られています。全国的にも結構有名だという時期もありました。また、町のCMでも、それを思わせる内容のものをこれまでに放映もしてきました。

本町では、一応待機児童もいず、緊急時の一時保育も可で、県内でも早いうちからゼロ歳から安心して子どもを預けて働ける。また、保育料も一部、県内で一番安いとは言えなくなりましたが、それなりに負担も軽くなっていると。

そして最大は、子育ては町が責任を負うとの町としての宣言が以前ありました。これは、保護者への限りない信頼ではないかと私は思っているところです。現に、子育て環境の充実が本町の転居への決断につながったという、この町に来てよかったという話も耳に入ってきているところです。こういうのを聞くとうれしいなと思うところです。

この子育ては町が責任を負うは、町の子育てへの姿勢を示しており、保護者に子育てへの安心を与えるという町の魅力発信の柱でもあること。まちづくりの大きな柱の一つだとも位置づけられていると私は思っています。

また、保育士の待遇悪化の中、公立保育園、法律では保育所設置の条例になっていますけれども、公立保育園だと安心して働けるという保育士にとっての安心にもつながっていることは、安定した保育という意味でも非常に大事だと思っています。

どうして民営化にこだわるのか。安上がりの保育の果てに、子どもの事故、補助金の不正請求、経験のない保育、働く保育士の働く条件の切下げ等々、悪評ばかりが最近耳に入ってきます。

一方では、一言で言えば、大人の施設はふやす、残すの中で、子育てや教育環境の切り下げなのかと、私、率直に言いたいところがあるわけです。

合併前にそれぞれの町でつくられてきた公共施設、例えば2つの文化ホールとか、山の上の持て余す施設とか、体育館も幾つもあるとか、いろんなことがあるわけですが、さらに大人の発想でつくられた例えば温泉や道の駅えい坊館、それに旧上志比体育館の改修、中央公民館のあり方等々、いろいろ言いながら、ちっとも公共施設は減らしてこれなかった。それに議会も多くは賛成してきてるわけです。

ところが、保育所の民営化については経費節減につながるからとの理由で民間へということを考えているとしたら、それは大問題だと私は思います。

また、学校も統廃合するというものさえいるわけですから、私は、これは本末転倒ではないかと率直に言いたいところです。

僕はあえて言いますが、その発想の異常さに私はびっくりしているところです。普通なら、大人が我慢して、子育てや教育については守る、充実させるというものではないかと思うんですが、そういう私の考えについてはどうでしょう。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず初めに、公共施設につきましては、例えば森林組合の移譲であったり、昔の吉野幼稚園の解体、プールの解体、そして旧上志比小学校、体育館は残しましたが、校舎の解体等、それなりに公共施設の整理といえますか、は進めているつもりであります。

そしてもう一つ、きのうもお話ししましたが、公共施設のあり方といえますか、利用性、昭和50年、私が生まれた子どものころは、本当に高齢者の率が10%台でした。それが今は30%台まで来てますし、これからそれは40%に向かって伸びていくという推計が出てます。

そうした中で、利用される世代、またこれから必要な公共施設、こういったも

のはしっかり残して、将来こういったのでどんどん使われるだろうということで整備をしていくことは大切だと思っております。

それともう一つ、幼稚園につきまして、じゃ、少子化の中で子どもはそんな公共施設いいのかという、そういう話ではなくて、今、子育て世代が一億総活躍とか、女性が活躍する時代になってきている中で、いかにその仕事をしながら子育てをサポートしていくかというのが行政の大事な仕事だと思っております。

何も幼稚園をなくすとか、そういったのではなしに、いかにそういった世代の、そういったお母さんとかお父さんのバックアップができるか。また、子どもたちにとって快適に安心して楽しく生活できるか。そういったことを今、このテーブルにのせて、いろいろな方面から検証をしていかなければならない時期に来ているなというふうにも思います。

例えば、今回、吉野幼稚園でゼロ歳児を今オープンさせていただきました。これも実は松岡地区の方がゼロ歳を預けたいけど場所がない。永平寺、上志比へ行ってくれませんかという話にもなりました。ただ、それは僕は違うと思ひまして、何とかこのエリア内、エリア内といいますか、その地区の内ではできないかということで、怒られるかもしれませんが吉野幼稚園、苦肉の策と言ったら怒られるかもしれませんが、とりあえず吉野幼稚園でゼロ歳の子を預かってもらえないかということで、今年度4月から吉野幼稚園でゼロ歳の子どもを預かっております。

ただ、それは抜本的な解決にはなっていないというふうに思っております、そういった親御さんの環境だったり、そういった方にどう対応していくのがこの永平寺町で住みやすく子育てができるか、子どもたちが健やかに育つかということを一度いろいろな角度から検証することが大事だなと思っておりますので。

その中には、いろいろな民営化、民営でやられているところの研究というものももちろんさせていただく。いろいろ検証した中で、どれがこの永平寺町にとって一番いいやり方なのかというのはまた議会の皆さんにもしっかりとご説明しながら、またご意見を聞きながら進めていくというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 今のご質問の中で、施設についてのちょっとお話がございましたが、私のほうから今進めている中でのちょっとお話をさせていただきますと、今、適正配置の検討を進めております。こういう適正配置の中で、特にやっぱり何を重視をするかということに関しましては、その施設をどうするかということではなく、今後少子化に向かっていく中で、永平寺町の子ど

もたちをいかに、どのように保育していくのがいいのかという点を重視していきたいというふうに思います。この少子化に向かっていく中で、現状、現在の保育の質を維持していく、さらに高めていく、そのためにはどうするかということです。

参考までに、今年度より5歳児を対象に小規模園と大規模園の子どもたちが定期的に交流する、月に1回程度ですね、交流する事業を始めました。この事業は、現場の保育士の提案によるものでございまして、少人数のクラスでは集団生活の中での社会性を身につけることが非常に危惧されるということでございまして、提案されました。

要綱の中、ちょっと長くなりますが、済みません、長くなりますが、要綱の中では、これ、現場の保育士、園長会の意見ですが、就学前の5歳児の保育において、少人数クラスでは同年齢児の集団の中での社会性の育ちが危惧されると。5歳児クラスの上においては、互いに刺激し合って発達、学びを遂げていく環境としてグループ活動ができる程度の人数が必要であり、逆に少な過ぎると友達関係が築きにくく、学びも少ないように感じる。

また、5歳児から小学校1年生までのこの2年間で集団の中で共同的に学び始める時期であることを踏まえると、園児には同年齢の多くの友達とのかかわりを通して集団生活の中でいろんな体験、経験に触れることはもとより、友達と一緒に力を合わせる、挑戦することで得る成長から、社会の育ちへと支援していきたいということを目的に事業を始めました。

適正配置の中の検討の中では、このようなことも踏まえまして、やっぱり子どもたちの保育の理想はどうかということを検討しながら、現場の保育士も将来の少子化に向けての保育のあり方というのを真剣に考えている。私たちがその将来の永平寺町の子どもたちのためにどういう保育の体制がいいのか、どういう配置がいいのかということ、大人は子どものために真剣に考えなきゃいけないというような理念のもとに検討を進めていきたいというふうに考えております。

あと、町長も申し上げましたが、民営化につきましても、この適正配置等の検討のテーブルの中で、やっぱり民営化のメリット、デメリットもあると思います。また、他市町の現状、あと永平寺町の地域性などさまざまな角度から研究をしていき、そういう面での方向性を検討していきたいと思います。

参考までに、平成27年度の社会福祉施設等調査、これ厚生労働省が行っていますが、この調査によりますと公立と民営ですね。保育所総数でいきますと、福

井県の状況、275ありますが、そのうち公営が123、民営が152。率にして公営44.7%、民営が55.3%。全国の状況でいきますと、総数2万5,580のうち、公営が9,091、35.5%、民営が1万6,489、64.5%という数字が参考までに出ていますのでお知らせします。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今、5歳児の交流の話なんか聞いてますと、やっぱり公立ならではの経験豊富な保育士さんの声が保育に生かされているな。民間の一つの特徴としては、やっぱり安上がりはどうするかということで、若い保育士を入れる、もしくは一定の経験を過ぎた人たちに来てもらうというようなことでやってみたいですが。でも、やっぱり若い保育士さんをお願いしてるということが、ある意味、事故の多いことにもつながっているということはよく言われているところです。

僕は、本当にそういう豊かな保育につながる発想、いろんな取り組みについてはどんどんやってほしいと思っています。ただ、一つだけお聞きしたいんです。何を目的に民営化を考えるのか。その考える理由が最近よくわからなくなってきました。行政から語られてないんでね。

例えば利点は、町にとってどうなのか。デメリットも含めて、子どもにとってどうなのか、保護者にとってどうなのかということで検討されているのかというのはあんまり視点が見えない。単に町の負担のことだけを考えてなのか。また、国の民営化の方針があるからなのか。また、それらが何をもたらすかということも考えられているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 民営につきましては、当然、民営保育園のメリットもあると思いますし、当然デメリットもあると思います。それを今から研究していきながら、永平寺町にとってどうかということの方向性が出ると思います。

一例挙げますと、民営化の場合には、その保育園独自で特色ある活動がしやすい。公立の場合には、やっぱり公平性という観点で、その一つの事業をするのにも時間がかかるというふうに言われています。これ言われています。

それとか、あとサービス面でも、例えば延長保育においても民営化の場合には、今うちは公立7時までやっていますが、例えば8時までとか、夜間保育をやるとかという例もあります。これは地域の事情に応じた上でのサービス拡張だと思ひ

ますが。それは子どもにとっていいかどうかという視点もありますし、逆に保護者にとって保護者が求めているニーズというのに対応できるという点も民間の場合にはメリットがあるというふうには考えます。

ただ、当然、逆にデメリットもあると思いますので、その点については、今、これがメリット、デメリットだということは申し上げられませんので、それを今から研究していきながら、永平寺町において今後どうあるべきかということ調査研究していきたいというふうな今思いでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） メリット、デメリットの話でちょっと言わせていただきますけれども、よく民間になると特色ある保育。英語を幼児のときから教えたりというようなことでよく言われるんですね。でも、大体保育の一つの一般的な方針としては、僕も感心したんですが、うちの子どもが、随分前の話ですが、もうなくなった吉野保育園に入りました。そのときに豊島先生が園長さんでした。どんな保育するんですかと言ったら、ゆったり保育させます。それ聞いて、僕安心しました。詰め込み保育やらない。子どもにとって一番大事なことだ。あんまり小さいときから詰め込み過ぎると、その上、小学校とか中学校へ行って、いろいろ問題が起きる可能性もあると。それにつながる可能性もあるということを考えると、僕は非常によかったなと思っています。それがうちの町の保育の一つの売りではないか。そんなことをやっぱりもっと親御さんに知らせながら、いいまちづくりの柱になるような幼児教育に力を入れてほしいと思います。

私は、この問題でいうと、やっぱりこの町に人を呼び込むために何が大事なのか、何を忘れてはならないのか。そういう視点からきちっとやっぱり町が発信できる、主体的に発信できるようなやっぱりスローガンというんですかね、ものを持って保育に当たっていただきたいと思います。

民営化、ぜひ断念することを期待してこの質問を終わりますけど、何かありますか。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 今のゆったりと保育をとというようなご指摘ございましたが、私も時間を見つけて各園を回りまして保育の状態は見させていただいております。保育士は本当に頑張ってお子さんたちを保育していただいております。

やっぱり各年齢に応じてカリキュラムがありますから、そのカリキュラムに応

じてしっかり指導されている。特に5歳児になりますと就学前ということで、ある面、平仮名を教えたりとか、そういうことをやっています。

それがあある面、教育というふうな目で捉えてしまうと語弊ありまして、あくまでも幼稚園というのは保育施設であって、遊びの中でそういうことを学ばせる。決して教育ではございません。遊びの中で学ばせる、それが詰め込みという意味ではなくって、一つの楽しい遊びの場でゆったりと学ばせるということも非常に保育園のよさであります。

各年代に応じてやっぱり到達目標ですね。4月に入った子が3月にはこうなつてほしい。だけど、こうならなかったらだめだというものではなくって、あくまでも一つの子どもたちの成長を見守っていく中でカリキュラムをどう組み合わせていくかといったところが今の保育園のあり方であって、永平寺町の保育士、しっかりとそういうところに対応していますし、私自身も福井県内、他市町に負けない、しっかり保育していると自負しているところでございます。

ただ、民間についてもそういう特色があるという保育は、当然、民間は民間の売りがありますから、そういうところは当然アピールしますし、ただ、それが詰め込みとか、そういうような目で見てしまうと、それはちょっとまだ視点が違うかなというふうに思います。この保育の中でどうやっていくかということをやったりしっかりと見定めながら、民営化のいいところ悪いところ、公立のいいところ悪いところなんかも整理しながらやっていくことが必要かなというふうな感じで今私のほうは思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど申し上げましたとおり、松岡の方が永平寺のゼロ採用といったときに、それなら預けません。なぜなら福井の方面に勤めている方だったんで、そういった回答の中で、やっぱり根本的にこの幼稚園の位置づけといいますか、あり方というのをしっかりと見直さなければいけない時期がもう来ていると思います。

今ほど子育て支援課長が申し上げた、現場の先生の声であったり、また保護者の声、そしてニーズ、また地域の声、そういったことはやはり全て一度テーブルの上に乗せて、じゃ、これはどういうふうに対応したらいいか、どういうふうなハードの整備をしなければいけないのか、どういったソフトをしなければいけないのかというのを一度トータルでしっかりと研究して、そしてその研究結果のもの

と進めていかなければいけないというふうに思っております。

決して民営化をするのか、断念するのか、そういったのは今からいろいろな角度で研究していった中でやっていきますので、またご意見等賜ればと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） この民営化への問題について、子育ては町が責任を持ちますというその安心感という質問ですが、さっき5歳児の話が出ました。5歳児を各保育園に残すかどうかというのは、以前松岡には幼稚園、吉野にも幼稚園、御陵には幼稚園がありませんでした。我々は、当初からそういう5歳児を残したい。そのためにはどうなのかと。幼稚園のあり方も含めて、いろいろ論議したいという相談を受けたことがあります。

保育士さん、園長さんなんかの話ですと、やっぱり5歳児がいることでその保育園の社会性が出てくると。4歳児までですとなかなかそれが難しいということで、すごく5歳児を、幼稚園では親が対応できない子どもたちの5歳児については、やっぱり当時の保育園に残したいという話で、その方向になったことで非常によかった。

ただ、その後課題としては、旧松岡市街地ですと松岡小学校にばらばらの園から寄ることで子どものクラスのやっぱり形成がなかなか難しいという意識もあつたようです。やっぱりそれらに対しても経験豊富な保育士さんたちは、5歳児をどう交流させるか。学校との連携をどうつくるかということをやっぴりいろいろ研究して、それは乗り越えてきたことも知っています。

だから、そういうことを考えると、やっぱり経験豊富な保育士さんが公立で、町がしっかり目の届くところでやってもらおうと、そういう意味では安心できる子育て支援ができるのかなということを感じてきたところです。

ここへ来て、僕はいろんな問題がある中では事故もやっぱりたしか10年見ると百四、五十人の子どもが保育園と言われるところで命を落としています。今でも全国で。1年間に十数人なくなっているんですね。これが大きな社会問題にならないのは、保育を厚労省管轄で国が管轄してない問題があります。

認可保育園での事故は極端に少なくなるわけですが、無認可が多いんですけれども、そういう意味では子どもの安全などを考えると、ここに来て公立のよさが際立っていると私は思っています。そこらについて、ぜひ、いわゆる民間委託、民間へ移譲なんていうことは考えないでほしい。繰り返して聞きたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 5歳児が園にいるということで、しっかり園の園児たちが安心してというか、平穏というか、になるというご指摘は、たしかに5歳児がいるということでやっぱり5歳児の子どもが下の子をしっかり面倒見る。下の子は5歳児、お兄ちゃん、お姉ちゃんという形で縦のつながりというのは非常にとれるというのは、ある意味で集団保育の中での縦のつながり、保育園のよさもあります。

一方、今危惧されているのが同年齢の人数ですね。5歳児人数。29年度でありますと、一番少ないところで2人です。多いところで22人です。そういうようなところで、1桁のところもあります。そういう同年齢の中での保育というところで、やっぱり集団生活の中での学び、経験というところはどうなんだというところは、今の現場の保育士が一番危惧しているところなんです。縦のつながりもありますが、その横のつながりというかね。そういうところもトータルでやっぱり検討をしていかないと、一つはいいんだけど、一つはだめ。やっぱりそうじゃなくって、トータルでどうバランスとっていくかというところも検討の一つとして認識はしております。

あと、事故の件ちょっと今ありましたが、たしかに、ちょっと古いデータで申しわけないですけど、平成16年から平成25年の間、ここ10年間でございまして、厚生労働省の事故報告が出てますが、10年間で死亡事故143件報告されています。この内訳としまして、認可保育園が45件、認可外保育施設が98件と。圧倒的に認可外施設のほうが多いです。

例えば施設当たりとか、園児数当たりでいきますと、認可保育所と認可外保育施設は圧倒的に認可保育所が多いので、施設当たりとか、園児当たりでいくと、もう相当な倍率になると思います。

ただ、認可保育園というのは、これ公立だけじゃなくって、民間も認可保育園なんですよね。今現状を言いますと、全国的にも福井県でも認可保育園の中の公立と民間の内訳は、民間のほうがもう50%超えて多い状態です。

ですから、公立だから死亡事故が少ないとか、民間だから多いとかっていう利点は、私は認可保育園にとっては当てはまらないというふうに認識はしています。ただ、認可外施設は全部民間なので、そういう点はあるかもしれません。

今、民間を導入するというわけじゃないですけど、検討する中では、あくまでもうちは待機児童がないので、認可外を検討するというのは毛頭ございません。

これは認可施設でしか考えていませんけれども、それでもいろんなこともトータルで研究をしていくということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今言っている意味はわかるんですが、公立保育園と民間の保育園との事故の差も調べてみるとおもしろいですよ。それだけ言っておきます。

ぜひまちづくりに必要な施策の柱としてどう位置づけるのかをきっちりしていくことで、私は解決の方向が見えるんでないかなと思っています。

さて、3つ目の質問です。介護保険の変更と町の課題。

あんまり時間がないので、12分か3分しかないので、あんまりどこまで質問できるかわからないんですが。

5月に国会を通った介護保険法と関連法案については、当時、民進党が国会審議で森友問題を取り上げたことで、自民党、公明党は強行採決に踏み切りました。これはよくご存じだと思うんです。何本も強行採決、この当時やったんですが、結果、十分な審議も行われずに強行に進めてきたわけです。

この法律の正式名称が地域包括ケアシステム強化のための介護保険等改正法というんで、略して地域包括ケア強化法っていうらしいんですが、この地域包括ケア強化法とは介護保険法のみならず、社会福祉法、医療法、障害者総合支援法など31もの法案で構成されている。これを衆議院で22時間、参議院で16時間足らずで採決してしまったという状況です。中身がよくわからんうちに採決されていると。

内容を一言であらわしますと、介護保険法でいえば、利用者負担の見直し、介護医療院の創設、それに自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化、共生型サービスの創設——これは障害者の問題もあるんですが、とこれまでの見直しとは一線を画するものが盛り込まれていると私は聞いています。今回は見送られましたけれども、本格的に軽度切りを課題とし、年限を切っていつまでにその結論を出せということをも明記されている内容でもあると聞いています。

介護保険制度というのは、当時の社会状況、例えば介護にまつわる心中とか殺人事件等の不幸な事件、また介護離職が毎年17、18万人という社会問題がある中で、介護は社会的に担うと介護の社会化として負担を求めてつくられた制度であります。

その後一連の改革、括弧つきの改革ですが、の中で、当初の介護の社会化の理念は早々に投げ捨てられ、介護の家族化への逆行と介護の営利市場化、介護の商

品化が進められてきた。その方向性が今度のあらわれです。

地域包括ケアの方向も国の考えている内容は、住民の善意を逆手にとって、公的給付を住民に押しつける介護の互助化の方向に進められてはいないかなど、周りも巻き込んだ問題も生じていると、今そういう状況に来てると思うんです。

今度の改定見てみますと、地域包括ケア強化法の内容だけでも介護保険法の改定という意味では負担増と給付抑制を徹底的に進めるという内容です。それは一つは、3割負担の導入。

例えば3割負担で、介護の負担で3割負担といいますと、病院というのは週サイクルというのはだんだん遠くなって、月サイクルでいろいろ活用する。ですから、2割、3割負担というのはまだ耐えられるかもしれませんが、介護で3割負担の導入。ごく一部とはいえ、本当に非常に大きな負担になる。

さらに、2割負担でどうなるかの検証もなく、これが導入されたと。例えば特別養護老人ホームでは、2015年の8月の退所者だけを見てみますと、厚労省の市場で見ても2割負担で5%の人が退所している。1,600人退所したらしいんですね、当時。全体からいうと、2割負担で5%、1割負担だと2.6%。要するに5%負担の場合は倍の退所者が見られるという状況が報告されています。今は2割、3割負担は一部の人たち。2割以上は四十何万人で言われていますけれども。財務省は、利用者負担の2割化を今求めているんです、引き続き。

2つ目は、新たな給付抑制の仕組み、これ、事実支援にインセンティブ方式を設けるというような話で、これはどういうことかという、要介護率の低下を自治体に目標として持たせ、達成状況を評価し、交付金を支給する。つまり、事実支援をスローガンに、要介護度や給付費の提言を競わせるというのが国の方針で、介護保険からの卒業の強要や介護認定の厳格化、窓口での門前払いなど、自立支援を駆り立てることは先行事例からも明らか。よく言われているのに、埼玉県のと光市とか、大分県でこういうのが見られるという話で、それがよく説明に使われているという話。

評価が低ければペナルティを課する、こういうことを言われているんですが、本町でも今度の計画の中に総合支援事業の中にそういうなのを入れられているのか。

心配なのは、あんまりようわからんですが、未来都市会議というところが提案しているらしいんですが、介護度改善に効果のあるサービスは評価するが、食事や掃除など生活援助は単なるお世話であり、報酬は削るという明確な方針を持つ

て望んでいるという話を聞いて、ああ、ほんなもんなんかな。現場ではどういう状況かというのもまともに調べずにそう言ってるのかなと思っているんですね。

ただ、これの方向性の一つの合理化の言いわけとして、制度の持続可能性の確保ということらしいです。利用料の3割化や高額介護額の上限を引き上げるとか、生活援助、その他給付の見直し。今言ってきた問題ですが。

ただ、地域包括ケアシステムの進化、推進、こういう問題を地域包括ケア、そういうことでよく僕らもそういうのを地域で制度をつくらなければいけないというんですが、要介護状態となっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される体制って説明しているんですね。

でも、今度の改定でみんなそんなのを取り上げたり、負担増になったりするんで、ちゃんと安心して地域で進めるようになるのか、その辺率直にどうお考えになっているのか、お聞きしたいです。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 今度の改定につきましては、今議員ご説明いただいたとおり、国のほうからお示しをいただいておりますが、詳細についてはまだはっきりわかっていない点もございます。

大きくは、やはり地域包括ケアシステムの強化を主としまして、持続可能な制度を目指していくということでございます。

1番目に、保険者機能の強化ということで、保険者のほうに介護度が進まないように、介護予防に取り組むような体制、介護度が回復するような体制をとりなさいと。それによってはインセンティブを与えますよというところで。確かに頑張っている市町、議員もおっしゃった和光市、大分県なんかもございますので、そのところについてはいいところは見倣って今後は進めていきたいなというふうに思っております。

それから、新しい介護サービスであります介護医療院の創設というところで、現在、介護療養型の施設が今後6年、また延びました。見直しを進めていきましたが、まだ時期尚早かという判断をされたことだと思います。

今後、高齢化の高齢化、75歳以上の方の率がふえていく中では、病気と、それから介護と両方を担っていくという言い方はおかしいですね。支えていく体制になってきます。そういう中では必要かなというところで、診療所から改正するような施設も期待されているというふうに聞いております。これにつきましては、

県にとっても本町にとっても新しい課題になろうかなというふうに思います。

それから、共生型の創設ということでございますが、障がい者施設のほうから介護のほうへ移動するというのが現在のシステムになっております。障がい者の方の施設においても介護サービスが受けられるような改正になるというところでは非常に喜ばしいことだなというふうに思っております。

それから、サービス利用者の方で2割負担の方につきましては3割負担をお願いするというようなこともなっております。高額所得の方については負担をお願いするということですが、これは給付費の負担だけでなく、当然、保険料も非常に高い負担をお願いしております。高額介護サービス費という点もでございます。限度額も多少上がってはいますが、確かに低所得の方に比べれば同じサービスを高い負担をもって受けられるということで、ご理解をお願いしていく必要があるかなというふうに思っています。今年度におきましても、高額介護サービス費につきましては補正をお願いしているところであって、非常に伸びているということもございます。

それから、介護納付金につきましては、第2号被保険者の方の負担の改正があります。加入者割から総報酬型に移行するようになっております。段階的な移行をお願いすることになっておりますので、こちらにつきましても所得の高い方は2号被験者の方においても保険料を高くお支払いいただくということになっております。

この給付費につきましては、保険料が50%でございますが、来年度からは2号被保険者の方の負担率は1%下がって27でしたかね。1号被保険者の方は1%上がるというような改正にもなっております。

総体的に地域包括ケアシステムの状況をお尋ねだったかと思えます。現在、医療は医療との連携のほうで進めておりますし、介護は介護保険の予防の充実、それから施設サービスの充実を図っておりますし、生活支援、介護予防につきましても支え合いの協議体のほうを設けて、今から地区のほうにも入って、地区での見守り体制の強化というところを皆さんに推し進めていきたいなというふうに思っております。

ただ、非常に残念なのは、生活圏域の二次調査ということでアンケート調査をしました。先日も事例アンケートの結果発表いたしましたけれども、介護のボランティアについて協力しますよという回答につきましては、余り高い数字は得られておりませんし、介護予防に取り組んでおりますよという数字についても非常

に高い数字ではなかったという結果を得ております。

この辺を踏まえて、来年度以降、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今いろいろ答弁いただきましたが、その中に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現、これは障がい者も含めただけの問題ではなしに、大臣の答弁では、福祉の根幹をつくり直すと言ってるんですね。

もう一つすごいなと思ったのは、政府の衆議院フォロー委員会での答弁ですが、答弁で、地域住民等の助け合い、互助を行政機能の代替として地域福祉の公的システムに組み込む、そういう方向だと。次の答弁ですよ。これまで築いていても見て見ぬふりをしてきた。これは許さんという答弁をしてるんですね。どういうつもりなのかなって。

地域包括ケアシステムの整備という意味では、結局、そのツケが地域の住民に見て見ぬふりしてるのは許さんよ。それ、行政はちゃんと指導しなさいという法律になったの知ってるでしょう。法律がつくられたんですよ。法律に書き込まれたんです。

そういう意味では、どこまで言うんやろう。地域に求めるんやろう。自分ら、本来負担すべき金を減らして、いろんなところに負担を求めて、国がですよ、なおかつ、そのツケを住民に負わせるというのは、やっぱり幾らなんでもひどいんじゃないか。率直にそう思っているんですが。

心配なのは、結果、いわゆる要支援等の問題ですけれども、自立支援ということで、重度化防止への自治体の目標を決めるとさっき言ってましたね。けど、介護って、一旦、要介護を認定されると、要支援の場合はあるかもしれませんが、要介護1、2ぐらいになってくると、改善して自立できるということは、全体からいうと何%ぐらいあるんです？ それを目標化しようというんですけど。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 私のざっとしたイメージとして捉えてください。自治体によっては、要介護3という認定を受けた方でも要支援2、介護なしとまではいきませんが、回復されている方はいらっしゃいます。1%、要介護認定者1,000人いらっしゃいますけれども、1%程度はいらっしゃるんでないかなと。それから、要介護1から要支援1へ動く方は多々おられます。

ただ、住民の感情としまして、認定者の感情としまして、あら、要支援1になつてしまったわっていう非常に残念がる方がいらっしゃいます。その点だけちょっと認識を改めていただきたいなというふうに感じております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 現実的には、僕は要介護認定された後、多くは在宅で、例えば食事もまともにとれない状況にいると悪化するというのが普通やって聞いているんですね。年を若返らせることはなかなか難しいじゃないですか。率直にそう思うんですわ。

政府が進める「我が事・丸ごと」は誰も否定できんのですね、こういう良心に訴えることは。助け合いとか共生を掲げることで地域住民や社会福祉法人による互助を地域福祉の制度に組み込んで、行政の穴埋めを求めるものって思うんですわ。

例えばですよ、地域で見守るというんですけど、認知症の人をボランティアでほぼ無報酬で見られると思います？ そんなもん、家に入って世話したりすると何を言われるか、現実的にわからん状況ありますよ。何か物がなくなったって、家族の介護でも言われるんですからね。そんなのを率直にどう思います？

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現実的な事例に直面した場合には非常に困ったことだと思います。確かに議員おっしゃるとおり、認知症が片側にいて、お一人住まいでおられる場合にはどうしようかというところは非常に悩ましいところだと思います。

現実的には地域包括支援センターのほうに相談が舞い込みまして、その方に対してのケア会議を開いて対策を講じるようなことになります。お一人でだめな場合には、住まいの確保という点を考慮しまして、ご自宅でお住まいできなければ施設ないしグループホーム等へ措置するようになる場合もあるかもしれません。

いずれにしても、地域の皆さんで考えて、この場合はどういうふうな対処しましょうという中で、ボランティアの方の問題提起があつて、専門職が検討しまして、それについて対応していくという流れになっていきますので、一旦はそういう方をご近所で見守っていただく。見守りという幅がどこまであるかというのは問題になりますが、発見してお知らせいただくとか、しばらくは見守っていただ

くということが今後出てくると思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 最後に一言になりますけど、やはり介護権これだけ変わってくると、国の方向性は給付の抑制に特化しているわけですね。それしか考えていない。自治体では、例えば総合支援事業ということで、要支援1、2。将来は要介護1、2も含めて見なきゃいけない状況も生まれてくる可能性はあると。そのことを考えると、やっぱり自治体がどう考えるかというのは非常に大事なんで、そこはぜひ行政が放さずに、ぜひ住民の立場でそういう課題を取り組んでいただきたいと思います。

国の方向性だけ言うと問題ですが、もったきょう、こういう新聞の記事も含めていろいろ質問したかったんですが、ちょっと時間がなかったのでこれで終わっていきます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、少子・高齢化、そして社会保障の増大という中で、国もこういった法改正が進むと思います。

今、永平寺町も高齢化率が進んできておりますし、もう一つは、昔はピラミッド型から騎馬戦型、僕が後期高齢者になるときは肩車型になると言われている中で、今はまだ少子・高齢化の過渡期、これからまだまだ進んできて、どうしていくかというのをこの行政でも、また地域でも考えなければ、真剣に取り組まなければいけない。決して、今真剣に取り組んでないというわけではないんですが、切実に考えていかなければいけないときが来ると思います。

下で支えてる世代にちょっと目を向けますと、例えば親御さんがちょっと介護が必要になって、定年前にやめなければいけない。収入がなくなる。大変になってくる。

また、先ほど金元議員言われました、下に支えている若い人たちが昔の高度経済成長のときにはばんばんやったんですが、負担も少なかった。今は下で支えている若い人たちの収入が少ない中で、少しの人数で支えていかなければいけない時代が来ています。

そういったことをやはり町としましても真摯に向き合って対応していかなければいけない中で、先ほどの子育てのお母さん方の支援であったり、介護予防、こういったことに真剣に取り組んでいって、少しでも若い人たちの負担がなくなる

ように、そういったことが大事だと思っております。

これから、今回国のほうが改正しても、この法律が僕はよくなっていくことは正直ないのかなとも思っておりますので、そういったことにもしっかり備えた対策をしていかなければというふうに考えております。

○9番（金元直栄君） これで質問終わります。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時44分 休憩）

（午後 4時44分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、明日6日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしく願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 4時45分 延会）